

令和3年12月6日（月曜日）

○出席議員（12名）

1番	成田	惟	議員	7番	笹川	広美	議員
2番	池島	和喜夫	議員	8番	南	昭榮	議員
3番	澤	良一	議員	9番	諏訪	良一	議員
4番	古玉	いづみ	議員	10番	甲部	昭夫	議員
5番	土本	稔	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	山本	孝司	議員	12番	作間	七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	宮下	為幸	生活環境課長	田中	智
教育長	袋井	貞司	住民窓口課長	古川	利宣
参事兼総務課長	高名	雅弘	長寿福祉課長	横井	正之
参事兼土木建設課長	北野	均	健康保険課長	道善	まり子
企画課長	山本	貴	学校教育課長	梅澤	博
情報推進課長	宮崎	理市	生涯学習課長	岩田	正
農林課長	甘田	悟司	健康保険課担当課長	田島	洋子

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 船 木 秀 浩 書 記 神 保 悦 子  
議会事務局長補佐 土 屋 金 蔵

○議事日程（第 1 号）

令和 3 年 12 月 6 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 31 号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 32 号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 33 号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 34 号 令和 3 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 35 号 令和 3 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 36 号 令和 3 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 37 号 令和 3 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 38 号 令和 3 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 39 号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について

日程第 3 委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（作間七郎議員） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

ただいまから令和3年度中能登町議会12月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から12月17日までの10日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（作間七郎議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、6番 山本孝司議員、7番 笹川広美議員を指名します。

◎議案の一括上程

○議長（作間七郎議員） 日程第2

議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算

議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢

者医療特別会計補正予算

議案第36号 令和3年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第37号 令和3年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第38号 令和3年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第39号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について

以上の議案9件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（作間七郎議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 改めて、おはようございます。

本日ここに、令和3年度中能登町議会12月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

連日、新型コロナウイルス感染症関連の報道がなされる中、中能登町では明るい話題がありました。

先日放送された第20回ふるさとCM大賞において、初めてグランプリを獲得しました。今年のテーマ「ふるさとが好きだ」を基に、コロナ禍でより大切な存在となったふるさとへの思いをおにぎりとどぶろくを題材に個性豊かな作品に仕上げ、審査員から高い評価を受けました。

また、石川県中学校駅伝大会において、中能登中学校は男女アベック優勝を果たし、ともに全国大会への出場を決めました。男子チームは北信越大会においても石川県勢初の優勝を果たし、12月19日に行われる全国大会での活躍が期待されます。

新型コロナウイルス感染症については、7

月から9月にかけて発生した第5波では、3分の2以上の都道府県に新型コロナウイルス関連措置等が適用されました。

石川県では、この期間において3,915人が感染し、7月28日には1日最大感染者数が119人を記録、8月中旬頃まで感染者数が高止まりの状況が続きました。モニタリング指標では、新規感染者数ステージⅣが42日間、継続されました。中能登町においても19人が感染するなど、今日までの累計感染者数の4割近くがこの第5波に集中しました。

そのような状況の中、9月下旬頃から感染者数が減少し始め、10月の1か月間の県内感染者数は117人まで減少し、11月12日には新規感染者数ステージⅠにまで移行しました。

これは、大都市圏を中心に医療体制が危機的な状況に陥っていることが全国的に報道されたことで危機感が共有され、昼夜に関わらず外出を控えるなど人出が減少したことや、ワクチン接種が高齢者だけでなく若い世代でも進んだことで感染が減少したと考えられています。

また、11月24日には、それまで行動制限をされていた飲食などの会食、外出や都道府県間の移動、イベントの開催について緩和されました。

しかしながら、コロナ前の日常に戻ったわけではありません。

世界に目を向けますと、11月下旬に新たな変異株、オミクロン株が確認されました。その感染力やワクチンへの影響、再感染のリスク増加など未知な部分が多く、我が国でも懸念される変異株に位置づけられたところです。

また、第6波が懸念される中、国の指針として12月から新型コロナワクチンの3回目となる追加接種が始まりました。中能登町においても12月から医療従事者を先行して追加接種を開始できるよう調整しています。また、高齢者につきましては年が明けて2月以降に

追加接種できるよう協議を重ねているところであります。

今後も国の動向を注視しながら接種体制を整えていきたいと考えていますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

師走に入り、慌ただしい年の瀬を迎えようとしています。本格的な冬の時期となり、季節性インフルエンザの流行期も迎えるため、なお一層の感染防止対策に取り組んでいく所存であります。

今年度も残り3か月余りとなりましたが、来年度以降も持続可能なまちづくり実現のため、職員、組織一丸となって課題解決に取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましては各種施策、事業の推進にご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次説明をいたします。

最初に、議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓における対面により行う署名及び押印を不要とするに当たり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、妊娠、出産、育児に係る事項についての人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の不妊治療のための休暇を新たに設けるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、健康保険法施行令が一部改正されたため、所要の改正を行うものであります。

す。

次に、議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,883万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,437万9,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、広報なかのと印刷製本業務委託のほか7つの業務について、令和4年度までを期間としてそれぞれ限度額を設定するものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、広報広聴事業、農業農村整備事業、老朽ため池改修事業、一般単独施設改修事業に係る必要額を計上するものであります。

補正予算の歳入の主なものでは、国庫負担金で、障害者自立支援給付負担金として1,960万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,024万6,000円、国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として1,467万5,000円、地方創生臨時交付金として2,024万1,000円、基金繰入金では、財政調整基金繰入金として1,254万5,000円、町債では、広報広聴事業債として1,200万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものでは、第2款総務費の広報広聴事業として1,821万1,000円、第3款民生費の障害者等自立支援給付事業として4,833万4,000円、第4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業として2,492万1,000円、環境衛生事業費として1,140万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,827万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

次に、議案第36号 令和3年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,224万5,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金を増額するものであります。

次に、議案第37号 令和3年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,829万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,300万5,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、ケーブルテレビ施設設備の更新に係る委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次に、議案第38号 令和3年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収支及び資本的収支に変更はなく、債務負担行為の追加で、中能登町上水道施設維持管理業務委託のほか2つの業務について、令和4年度までを期間として、それぞれ限度額を設定するものであります。

次に、議案第39号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更についてであります。

七尾市伊久留町地内で施工されている県営ほ場整備事業伊久留地区の施行の結果、中能登町と七尾市の境界を変更したことに伴い、字の区域及び小字の名称を変更するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わ

ります。

○議長（作間七郎議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

#### ◎議案説明

○議長（作間七郎議員） これより上程議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第34号から議案第38号についての質疑は、8日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、5ページから7ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は7ページ、提出議案説明資料は3ページをお開きください。提出議案説明書にて説明をいたします。

まず改正理由といたしましては、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえまして、職員のサービスの宣誓における対面により行う署名及び押印を不要とする改正となります。

改正概要といたしましては、「面前」及び「署名」に係る規定を任命権者に提出することのみに規定をします。

なお、施行期日は公布の日です。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりまし

た。議案第31号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

次に、議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、9ページから11ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書は9ページをお開きください。

議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は11ページ、説明資料は7ページをお開きください。

まず、説明資料の1の改正理由の下から4行目の中ほどからですが、妊娠・出産・育児に係る事項について人事院において人事院規則の改正等が進められております。このことから、国家公務員に係る措置を踏まえまして、職員の不妊治療のための休暇を新たに設けるため所要の改正を行うものです。

2の改正概要ですが、不妊治療のための休暇を新設するもので、期間は1年において5日、体外受精その他規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日の範囲内の期間の休暇を新設するものです。

3の施行期日は令和4年1月1日です。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりました。議案第32号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

次に、議案第33号 中能登町国民健康保険

条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、13ページから15ページとなります。

道善健康保険課長

〔道善まり子健康保険課長登壇〕

○道善まり子健康保険課長 それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第33号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

提出議案説明資料の11ページをお願いいたします。説明資料で説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げ、かつ出産育児一時金の支給総額を42万円に維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令の一部が改正されたため、中能登町国民健康保険条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の概要でございますが、現行の出産育児一時金の金額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものであります。

この条例の施行期日は令和4年1月1日であります。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりました。議案第33号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

次に、議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算について。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、17ページから26ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案

書は17ページをお開きください。

議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算で、令和3年度中能登町の一般会計補正予算は次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,883万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,437万9,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものです。

第3条、地方債の補正では、地方債の変更は第3表地方債補正によるものです。

次に、21ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正として、それぞれの事業の限度額を設定するものです。まず、議会会議録作成業務委託で158万円、議会だより印刷製本業務委託で129万円、広報なかの印刷製本業務委託で520万円、動物死骸回収業務で170万円、容器包装リサイクルびん積替保管業務で99万円、学校給食センター排水施設維持管理業務で350万円、中学校学校給食センターLPガスバルク供給納入で400万円、学校給食センター設備機器保守点検業務で200万円の以上7件を債務負担行為補正として限度額を設定するものです。

次に、22ページをお開きください。

こちらのほうでは、第3表地方債補正になります。

まず、起債の目的として、広報広聴事業では限度額を1,200万円追加し限度額を2億890万円とするもので、ケーブルテレビ事業での施設整備事業に充当するものです。次に、農業農村整備事業で400万円を追加し限度額を2,600万円とするもので、町単土地改良事業に充当するものです。次に、老朽ため池事業として70万円を追加し限度額を240万円とするとともに、一般単独施設改修事業として

150万円を追加し限度額を5,270万円とするもので、体育施設維持管理事業に充当するものです。

それでは次に、25ページをお開きください。

25ページのほうからは歳入の補正になります。

最初に、12款の分担金及び負担金及び14款の国庫支出金並びに15款の県支出金につきましては、補助対象事業費の新規割当てや増減などに伴い適正額を計上したものです。

主なものでは、25ページ中段の第14款の国庫支出金の2目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,024万6,000円、次の段の国庫補助金の2段目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助として1,467万5,000円を追加するとともに、地方創生臨時交付金の2,024万1,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加をします。

次に、26ページの18款繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金では1,254万5,000円を追加するもので、財源調整を行うものです。

次に、20款の諸収入の雑入で、企画課雑入のコミュニティ助成事業助成金440万円はコミュニティ事業での追加採択があったものです。次に、過年度収入として民生費過年度収入309万1,000円は、障害者自立支援給付費国庫及び県費の負担金の確定に伴うものです。

歳入の最後は21款の町債であります。先ほど地方債補正でご説明させていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

歳入の説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 続いて、同じく議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は、27ページから31ページとなりま

す。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、27ページのほうをお開きください。

こちらからは、まず歳出のほうになります。

最初に、総務費の一般管理費で情報管理事業、委託料の業務委託として308万円を追加するものです。これは国の法律の改正による制度改正に対応するシステム改修を行うものです。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 宮崎情報推進課長〔宮崎理市情報推進課長登壇〕

○宮崎理市情報推進課長 続いて、2目広報広聴費で1,821万1,000円を増額するもので、27節の操出金でケーブルテレビ事業特別会計の補正に伴う必要額1,821万1,000円を計上しております。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 山本企画課長〔山本 貴企画課長登壇〕

○山本 貴企画課長 引き続き、議案書27ページをお願いします。

上段で、第6目企画費、3細目のコミュニティ施設費で補助金440万円の増額をお願いします。

これは自治総合センターの宝くじ助成の補助金で、今年度分として追加募集があったものに応募したところ2地区が採択されたものです。内容は、羽坂地区の獅子頭ほか獅子舞装束等の用具の新調事業で250万円、小田中地区の公民館エアコン更新設置事業で190万円の採択が決定されたもので、合計440万円の補助金を増額補正するものであります。

同額の歳入も補正計上しております。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 古川住民窓口課長〔古川利宣住民窓口課長登壇〕

○古川利宣住民窓口課長 それでは、27ペー

ジ中段になります。

戸籍住民基本台帳費で28万2,000円の増額補正であります。これは個人番号カード普及促進に係る事務費で、啓発用品としての消耗品費15万円、通信運搬費13万2,000円は個人番号カードの受け取りを郵送で希望される方への郵送料であります。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 横井長寿福祉課長  
〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長 それでは、27ページ下段を御覧ください。

3款1項2目4細目障害者等自立支援給付事業4,833万4,000円の増額をお願いするものです。これは、障害福祉サービスの利用件数の増加により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、障害児施設給付費がそれぞれ増加する見込みのため、不足する額を増額するものであります。

次に、その下、5細目障害者医療費事業で81万9,000円の増額をお願いするものです。これは、令和2年度の事業完了に伴い、精算により障害者医療費国庫負担金について超過交付された分を返還するために必要とする額を増額するものです。

次に、28ページ上段をお願いいたします。

7細目認定審査会等費9万6,000円の増額をお願いするものです。これは、障害支援区分認定の対象者の増加により医師意見書の作成手数料が不足するために必要とする額を増額するものであります。

次に、その下、3目老人福祉費、4細目老人ホーム入所措置事業63万2,000円の増額をお願いするものです。この老人ホーム入所措置事業については、65歳以上の方で環境上や経済的理由により自宅で過ごすことが困難な方に対して町が養護老人ホームに入所させる制度であります。今年度当初は4人が入所予定としていましたが、10月から1人増えたことにより必要とする額を増額するものであり

ます。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 道善健康保険課長  
○道善まり子健康保険課長 それでは、議案書28ページ中ほどをお願いいたします。

3款2項1目3細目児童手当等支給事業19万1,000円の増額につきましては、令和2年度児童手当及び特例給付額の確定に伴う国庫補助金の返還金でございます。

次の6細目臨時特別給付金事業24万4,000円の増額につきましては、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務費補助金の確定に伴う国庫補助金の返還金でございます。

次に、2目2細目保育園運営費118万8,000円の増額につきましては、令和2年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴う国庫補助金の返還金でございます。

次に、4款1項1目2細目保健衛生事業につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定見込みにより国民健康保険特別会計への繰出金183万3,000円の増額を行うものでございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

2目1細目感染症予防事業25万9,000円の増額につきましては、令和2年度風疹抗体検査の実績による国庫補助金の返還金でございます。

次の3細目新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、田畠担当課長より説明をさせます。

○議長（作間七郎議員） 田畠健康保険課担当課長

〔田畠洋子健康保険課担当課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課担当課長 引き続き、29ページ上段を御覧ください。

3細目新型コロナウイルスワクチン接種事業で2,492万1,000円の増額補正をお願いするものであります。これは、ワクチンを2回接種した18歳以上の方を対象に、2回目接種か

ら8か月以上経過した方に3回目接種を行う経費です。

12節業務委託料2,309万3,000円の主な内訳でございますが、コールセンター運営に975万8,000円、医療機関へ支払う接種費用に1,024万6,000円であります。

説明は以上でございます。

○議長（作間七郎議員） 道善健康保険課長

○道善まり子健康保険課長 それでは、議案書29ページ中ほどをお願いいたします。

3目1細目公衆衛生事業につきましては、原油高騰による燃料費単価の増額に伴い、ななか斎場の業務委託料65万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、4目1細目母子保健事業6万3,000円の増額につきましては、令和2年度産後ケア、産婦健診事業及び未熟児養育医療の事業確定に伴い国、県補助金の返還金でございます。

次に、5目1細目後期高齢者医療事業につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定見込みにより後期高齢者医療特別会計への繰出金155万3,000円の減額を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 田中生活環境課長  
〔田中 智生活環境課長登壇〕

○田中 智生活環境課長 引き続き、29ページ下段をお願いいたします。

2項1目1細目環境衛生事業費で1,140万2,000円の増額でございます。この業務委託は、七尾市へごみ処理を委託している費用でございます。ななかりサイクルセンターの人員配置の変更による人件費の増額及び原油高騰によりまして施設の燃料費の増額補正でございます。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 山本企画課長

○山本 貴企画課長 議案書30ページをお願いいたします。

上段で、第5款労働費、1目労働費の補助金で、雇用促進奨励助成金90万円の増額補正をお願いするものです。この制度は、町内に住所を有する方を正規に雇用した事業者に対して助成金を交付するもので、基本額が10万円を加算し、非正規雇用労働者を正規雇用した場合に5万円を加算する制度で、1人につき最大20万円を助成する制度です。当初予算で100万円を計上しましたが、現在当初からの合計で8社から12名分の申請があり、また、年度末までに申請が予想される1社1名分を見込んで合計190万円となりますので、不足分の90万円分を増額補正するものであります。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 甘田農林課長

〔甘田悟司農林課長登壇〕

○甘田悟司農林課長 同じく議案書30ページをお願いいたします。

6款1項1目1細目地域農政推進対策事業費で150万円の増額であります。

18節の2青年就農給付金事業で150万円の計上でございます。現在、青年就農給付金事業では2名の経営体の方たちに助成金を交付しておりますが、令和3年度に新たに1名の方が認定を受けましたので、その不足分150万円を増額するものでございます。この事業につきましては国100%事業で、県の支出金、農業費補助金で同額を受入れしております。

続きまして、4目2細目日本型直接支払制度事業で135万9,000円の増額でございます。これは、中山間地域等直接支払交付金推進事業において、昨年度より国に要望しておりましたドローンを活用した現地確認を行い、作業の省力化に取り組むもので、県を通じて追加内示があったことから今回計上するものでございます。

17節備品購入費では、ドローン購入費85万

1,000円、18節負担金では、七尾自動車学校で行っておりますドローンの操縦講習会2名分で50万8,000円でございます。なお、この講習会を受けた職員から他の職員への操作に関する技術及び関連法制等の情報については、共有を図ってまいりたいと考えております。

この事業につきましても、端数は町負担になりますが、その他は国庫補助となりますので、ほぼ国100%の補助事業となります。

続きまして、7目3細目県営土地改良事業費では82万6,000円の計上でございます。

18節の1負担金では、2件の県営事業の事業費確定により負担金の増額計上を行うものであります。老朽ため池整備事業の能登部大谷内池では、今年度は実施設計業務を行うこととしておりましたが、来年度実施予定だった丈量測量業務と連携し、手戻りのない業務を完了したいとのことから事業を前倒しをし今年度実施するものであります。このため、事業費が当初の1,000万円から1,710万円に増額になったことによりまして町負担金も78万1,000円の増額となるものでございます。

続きまして、4細目町単土地改良費で400万円の増額計上でございます。これは、今年度の二宮あおば台地区から要望がありました二宮あおば台横の13号排水路のしゅんせつ工事を緊急しゅんせつ推進事業として実施するもので、この事業の交付金の充当率は100%、算入率は70%であります。

農林課からの説明は以上であります。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、31ページ上段になります。

消防費の業務委託302万7,000円の増額は、七尾市へ委託しております消防業務について、人員配置の変更による人件費などの増額によるものの増額となります。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 梅澤学校教育課長  
〔梅澤 博学校教育課長登壇〕

○梅澤 博学校教育課長 それでは、同じく31ページをお願いいたします。

第10款2項1目2細目小学校管理費です。学校保健特別対策事業における感染症対策等の学校教育活動継続支援に係る必要物品購入による増額補正で、10節需用費の消耗品費として35万円をお願いするもので、消毒液やパーティション等を購入する予定であります。

中段、3項1目1細目中学校管理費です。小学校管理と補正理由及び購入品目も同様で、10節需用費の消耗品費として15万円の増額をお願いするものであります。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 岩田生涯学習課長  
〔岩田 正生涯学習課長登壇〕

○岩田 正生涯学習課長 続きまして、31ページ下段をお願いいたします。

第4項1目2細目社会教育活動推進事業費では、補正額はございませんが、12節委託料で、来年1月に開催する成人式の新型コロナウイルス感染防止対策として保護者等の入場を制限することから、その代替措置として昨年同様インターネットでのライブ配信を実施するための委託費として33万円を増額し、18節の2補助金で、町文化推進事業が新型コロナウイルス感染症影響により事業の一部を縮小したことに伴い33万円を減額するものであります。

次に、その下の段、5項1目2細目体育施設維持管理事業では166万4,000円の増額をお願いするものであります。内容としましては、14節工事請負費で、古墳公園とりや内の芝生広場ののり面の一部が水が浮き出しており使用できない状況が続いているため、暗渠排水工事を実施し、安全な利用環境を整備するものであります。

説明は以上であります。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりまし

た。

次に、議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、32ページから38ページになります。

道善健康保険課長

○道善まり子健康保険課長 それでは、議案書32ページをお願いいたします。

議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,827万9,000円とするものでございます。

それでは、37ページ、歳入をお願いいたします。

第1款1項1目特別徴収保険料605万円につきましては、保険料の決算見込みにより増額を行うものでございます。

次の2目普通徴収保険料73万2,000円につきましては、75歳到達の増加により増額を行うものでございます。

次に、3款1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定見込みにより一般会計からの繰入金155万3,000円の減額を行うものでございます。

続いて、38ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金522万9,000円の増額につきましては、決算見込みにより保険料は678万2,000円の増額、保険基盤安定は155万3,000円の減額を行い、後期高齢者医療広域連合に負担金の納付を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりました。

次に、議案第36号 令和3年度中能登町国

民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、39ページから46ページとなります。

道善健康保険課長

○道善まり子健康保険課長 それでは、議案書39ページをお願いいたします。

議案第36号 令和3年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,224万5,000円とするものでございます。

それでは、44ページ、歳入をお願いいたします。

3款2項9目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの周知に要した経費としまして1万1,000円の増額を行うものでございます。

次に、5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の増額により普通交付金160万円の増額を行うものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金におきましては、保険基盤安定負担金の額の確定見込みにより184万4,000円の増額、総務費相当分の一部に補助金が充当されるため1万1,000円の減額を行うものでございます。

次に、9款3項1目第三者納付金につきましては、交通事故による保険給付分が保険会社より納付されたもので42万3,000円の増額を行うものでございます。

次の4目雑入586万8,000円の増額につきましては、令和3年2月診療分に係る診療報酬の返還金及び令和2年度国民健康保険保険給付費等交付金（特定健診等負担金）の追加交付分でございます。

続いて、45ページ、歳出をお願いいたしま

す。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、補正額はありますが財源内訳の変更を行っております。

次に、2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費 160 万円の増額につきましては、国保以外の保険者からの保険間調整に伴い療養費の増額を行うものでございます。

次に、2 款 5 項 1 目葬祭費 30 万円の増額につきましては、当初 35 人の積算でございましたが、11 月末において 26 人分の葬祭費の支払いを行っており、今後の見込みとしまして 6 人分の増額を行うものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分から、46 ページ上段の 3 款 3 項 1 目介護納付金におきましては、補正額はありますが財源内訳の変更を行っております。

次に、8 款 1 項 3 目償還金 783 万 5,000 円の増額につきましては、令和 2 年度の普通交付金及び国保事業費納付金退職分の確定に伴う県負担金の返還金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりました。

次に、議案第 37 号 令和 3 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、47 ページから 53 ページとなります。

宮崎情報推進課長

○宮崎市情報推進課長 それでは、47 ページを御覧ください。

議案第 37 号 令和 3 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算です。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,829 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,300 万 5,000 円とするものです。

52 ページを御覧ください。

歳入です。

第 1 款の放送サービス加入金の滞納繰越分、第 2 款の放送サービス利用料の滞納繰越分及び第 4 款の繰越金の各項目につきましては、それぞれ前年度の繰越額の確定に伴い、当初予算との差額を補正するものです。

第 3 款の一般会計繰入金 1,821 万 1,000 円の増額につきましては、歳出の補正に伴い、必要額を一般会計から繰入れを行うものです。

53 ページを御覧ください。

歳出です。

1 款 1 項 1 目管理費での 1,334 万 4,000 円の増額は、ケーブルテレビ放送機器の経年劣化による故障により機器更新を行うもので、12 節委託料に 1,334 万 4,000 円を計上しております。

2 款 1 項 1 目施設整備事業費では 495 万円の増額です。今後見込まれる新規加入のケーブル引込み工事に必要な費用を 14 節工事請負費に 495 万円を計上しています。

説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 説明が終わりました。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、54 ページとなります。

○議長（作間七郎議員） 田中生活環境課長  
○田中 智生活環境課長 それでは、議案書 54 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 令和 3 年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

債務負担行為の追加でございます。

第 1 条、予算書第 8 条の次に次の 1 条を加えるもので、第 9 条債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございます。

まず、上水道施設維持管理業務委託は、春木、在江浄水場など 28 施設と取水、送水ポンプなど 80 機器の維持管理及び点検業務に係るもので、限度額は 910 万円を設定しております。

す。

次に、水質検査業務は、水道法に定められた検査に加え硬度成分などの検査の費用を含んだもので、限度額は420万円で設定しております。

次に、上水道台帳保守管理業務委託は、水道台帳システムの保守管理と量水器の情報を随時更新する費用で、限度額は92万円を設定したものでございます。

なお、期間についてはいずれも令和4年度としております。

説明は以上です。

**○議長（作間七郎議員）** 説明が終わりました。

次に、議案第39号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について説明を求めます。

議案書は、55ページから58ページとなります。

高名参事兼総務課長

**○高名雅弘参事兼総務課長** それでは、55ページをお開きください。

議案第39号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものです。

次に、変更後の字につきましては瀬戸、小字はロです。変更される従前の区域は、七尾市伊久留町の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部です。

57ページには変更区域図を添付してありますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

**○議長（作間七郎議員）** 説明が終わりました。議案第39号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（作間七郎議員）** ないようでありま

す。

以上で議案の説明及び質疑は終了します。

**◎常任委員会付託**

**○議長（作間七郎議員）** 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第31号から議案第39号につきましては、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

**◎散 会**

**○議長（作間七郎議員）** 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございます。

午前11時12分 散会

令和3年12月14日（火曜日）

○出席議員（11名）

1番	成田	惟	議員	8番	南	昭	榮	議員
2番	池島	和喜夫	議員	9番	諏訪	良一	議員	
3番	澤	良一	議員	10番	甲部	昭夫	議員	
4番	古玉	いづみ	議員	11番	坂井	幸雄	議員	
5番	土本	稔	議員	12番	作間	七郎	議員	
7番	笹川	広美	議員					

○欠席議員（1名）

6番 山本孝司 議員

○説明のため出席した者

町	長	宮下	為幸	長寿福祉課長	横井	正之	
教	育	長	袋井	貞司	学校教育課長	梅澤	博
参事兼総務課長	高名	雅弘	生涯学習課長	岩田	正		
参事兼土木建設課長	北野	均	健康保険課担当課長	田島	洋子		
企画課長	山本	貴	健康保険課担当課長	田中	まゆみ		
農林課長	甘田	悟司					



午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（作間七郎議員） 改めて、おはようございます。

本日、山本副議長は通院のため遅参されます。

ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（作間七郎議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問については、各議員の持ち時間は60分間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

3番 澤 良一議員

〔3番（澤 良一議員）登壇〕

○3番（澤 良一議員） それでは、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

質問事項1、次年度予算編成方針についてであります。

本件につきましては、私は6月の定例会の一般質問で町長にお願いをいたしました案件でございます。

これまで予算編成方針の発表は年度末の2月の予算の内示会を待たねばなりませんでした。そこで町長に、予算編成方針の発表時期を予算編成作業が開始される前の10月末に変更できないか。たとえ今年が無理でも来年の10月にはできないかというお願いをいたしました。

10月に予算編成方針を発表するには、各計画等の内部評価を終え、それから導かれた重要な課題や来期の重要な事業等が明確にされ

ます。そして公表となり、当然、町民の知るところとなります。自ずと町民の町政に対する関心は高まってきます。さらに、このタイミングで町民の意見募集をすれば町政への参画意識がさらに高まるものと思ったからです。

今回、公表はされなかったようですが、まずは一歩前進となりました。お礼を申し上げます。

そこで、以下6点につき質問をいたします。

まず1番、これまでになかった年内の予算編成方針発表の意義と町長の意気込みをお伺いします。

2番、今年度予算は町長選挙のために骨格予算となりました。来年度は宮下町長が執行のトップとして思う存分腕を振るうことができます。そのような意味から、宮下町長としての新たな取組や、町民が喜ぶサプライズや目玉政策はありますか。

3番、今回の発表は11月でした。これを予算編成方針通知日、今年は11月1日でしたが、それとほぼ同時期に行い、住民に公表し、広く住民の意見を聞く新たなプロセスを予算編成スケジュールに加えることはできないでしょうか。中能登町議会基本条例には、情報公開と町民参加を基本にした中能登町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するとうたわれております。住民の行政参画は新たなまちづくりの糧になるものと思います。

4番、事業の不断の見直しについて。限られた歳入予算で持続可能なまちづくりを実施するためには事業の不断の見直しが必要とありますが、まさに同感です。そこで、見直しをどのようなタイミングで行い、また具体的には何を見直しとするのか、お伺いします。

5番、ゼロシーリングについて。来年度予算を組まれる財政部門は大変ご苦労されることと思います。歳出のほうでは管理的経費や

政策的経費はプラマイが生じ、歳入面でも税収の減少も見込まれ、なおかつ基金の取崩しの有無や国の補助金等の勘案をしたものだと思います。各施策の詳細は来年3月の定例会でお聞きしたいと思いますが、今回は全会計ゼロシーリングについて、その根拠をお伺いします。

6番、当町議会は通年議会制導入につき毎月執行部と会議を重ねており、今は昨年度の決算審査も終え、執行部が予算編成の作業中であることを念頭に置きながらお伺いします。監査委員や予算決算常任委員会での指摘、意見、要望等の内容は何であり、それを今後の予算編成に具体的にどのように生かしていくのかについてお伺いします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、次年度予算編成方針についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の年内発表の意義と町長の意気込みと、2点目の本年度は骨格予算であったが次年度予算編成に向けた新たな取組や町民が喜ぶ目玉政策があるかについてお答えします。

6月定例会議の議員からの一般質問にもありましたが、予算編成方針を2月の予算内示会で初めて発表するのではなく、11月の予算編成方針が出てから年内のうちに発表できないかというご提案がありました。

そこで、先月行われた議会全員協議会において、令和4年度予算編成方針のポイントについて報告をさせていただきました。

現在は予算編成作業の途上であり、予算の骨格である経常経費について固まろうかという段階であります。具体的な新規政策については申し上げることができる段階ではありませんが、私が公約にしていましたクリニックが少し、お医者さんをお願いして3つのクリニック、小児科医、整形外科医、腎臓内科の開業医が中能登町へ来たいということと言っ

ています。それは先日も平和堂の支店長、それから鹿島商業協同組合の組合長なり理事長なりに話しました。そうしたら平和堂を使ってくれと。うちは駐車場がいっぱい空いているので、その中に入って建ててもらってもいいし貸してもいいから、駐車場がいっぱい空きスペースがあるのでそこをぜひ使っていただきたい。

クリニックができることによって子供たちの子育て支援も充実するということが考えられますので、ぜひそれを来年度に、議会の承認ももらわなければいけませんので、開業医の助成金制度ということを作成したいなということをおもっています。

それと、子供たちの創設の基金も着々と、おかげさまでいろんな面で、ふるさと納税も子供たちの基金に使ってくれということで来ておりますので、それも来年度はぜひ基金として創設して、子供たちの遊具とかいろんな面、公園の整備も含めてやっていきたいなということだと思います。

来る2月中旬には、予算内示会にて新たな取組や政策などについてお示しをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、これ以降の質問につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、3点目、公表の時期を予算編成方針の通知日とほぼ同時期とし、住民参加の意味からも広く町民の意見も聞くプロセスを編成スケジュールに追加できないかについてお答えをいたしません。

先月行われました議会全員協議会におきまして議員への質疑にて答弁をさせていただいたとおり、予算編成方針が出てから各種要望を受けるのではなく、町では年間を通して各

方面から要望をいただいておりますので、その内容を精査した上で予算に反映をしていきたいと考えております。

年間を通して様々な団体、様々な機関からご要望をいただいております。通年議会という話ではありませんが、通年を通してご要望をいただいておりますので、それを反映していきたいという、そういった思いであります。

次に、4点目の事業の不断の見直しとあるが、どのようなタイミングで具体的に何をを行い見直しとするのかについて、お答えをいたします。

ここで言う「不断」とは、絶え間なく続くという意味になります。したがって、新陳代謝を図り、国や県、他の自治体の施策なども注視をしながら、既存の事業にとらわれることなく新たな事業への転換を図ることにより、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目のゼロシーリングの根拠は何かについてお答えをいたします。

2年前の平成31年度一般会計の当初予算は、財政調整基金繰入金がおおよそ13億円でありました。その年の令和元年10月に消費税が10%となり、11月の令和2年度予算編成方針ではマイナス5%のシーリングを設定しております。令和2年度には普通交付税の合併算定替措置が終了いたしまして、国勢調査の調査結果の影響によりまして、その年の令和3年度予算編成方針では、対前年度当初予算同額以内であるゼロシーリングとしており、今回も令和4年度予算編成方針についても、労務単価や原油価格高騰の影響もある中でありますがゼロシーリングとしたものであります。

シーリングとは、予算編成の際、歳出の増大を抑制する目的で示される要求額の上限枠、要求基準であり、ゼロシーリングとは、予算要求額の上限枠がないということではな

く、前年度から引き続きシーリングがかかっているということをご理解いただきたいと思います。

最後に、6点目の監査委員や予算決算常任委員会での指摘、意見、要望などの内容は、それを予算編成にどのように生かしていくのかについてお答えをいたします。

議会の予算決算常任委員会での指摘、ご意見、ご要望などの内容につきましては、御存じのとおり全体指摘事項として社会生活や地域経済活動等の影響で柔軟な対応が求められていることから、創意工夫を凝らした質の高い行財政運営と将来を見据えた持続可能な財務体質の保持に積極的に取り組むよう求められています。

次に、一般会計指摘事項としては、企画課が担任する事業や農林課が担任する事業、学校教育課や生涯学習課が担任する事業に対しまして、具体的な委員会報告が10月29日に行われた議会全員協議会の席上にて回答をさせていただきます。このことも踏まえまして令和4年度の予算編成を行っているところです。

また、町監査委員の皆さんからは、令和2年度決算における意見書が提出され、それを受けて議会で決算審査が行われております。その審査総括では、特に事務事業の優先度や緊急度を的確に精査し、創意工夫を凝らした質の高い行財政運営に努めることが要望されました。そして、特別会計におきましても創意工夫が求められております。

これらを踏まえまして令和4年度の予算編成作業に当たっておりますが、監査及び財政援助団体等の監査によりまして、事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるよう、組織及び運営の合理化に努めるよう、引き続き公正で合理的かつ能率的な行政運営となるよう予算編成作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 澤議員

○3番（澤 良一議員） 今ほど町長から大変うれしいお話を頂戴しました。アルプラザのところで3つのクリニックがやってくる、その段取りができていくということでした。そのことがひいては子育て支援や子供たちへのいろんな配慮に結びつき、この町が元気のある、子供たちが生き生きと暮らせるまちづくりにつながるというふうに聞こえました。大変うれしく思っています。ぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

それから、幾つかご質問しましたが、予算の編成について年間を通していろんな部門から要望があるというお話でございましたが、私は予算編成方針の時期にこだわりましたのは、確かに年間を通して、特に業者さんはあると思うんです。それから、いろんな事象があったときにもございます。それはそれとして、行政のトップとしての来年度をどうやるかということについては、いろんな先ほどもお話ししましたが、その年の、また前年度の決算も踏まえて、その年のそれまで執行してきた事業に対するいわゆるPDC Aだと思うんですが、棚卸しをして、その中で来年どうするかということがまず方針ありきだと私は思います。そして、ほかのいろんな外からの要望ももちろんあるんですが、最初の方針をもってして、そこから取捨選択をしていくというのが順序じゃないかなと、私はそう思いました。

それから、ゼロシーリングのお話でございました。大変ご丁寧にいただきました。結論は、マイナスではないですね。今の時点ではマイナスシーリングじゃないと、こういうことを承知しました。

それから、最後にあった監査委員とか議会の指摘を受けて最小のコストで最大の効果を上げる。そういうふうに取り組みたいということでした。

私は、予算編成方針に当たっては、中能登町総合計画を町の最上位計画として、中能登町財政計画に基づく歳出の適正化や歳入の確保に努めて、財政の健全化を働きかけなければならないと思います。また、現在あるまち・ひと・しごと総合戦略の事業の重要業績評価指標、K P Iの検証結果や、各事業の評価を踏まえて、それらを十分考慮して反映させていただきたいと思います。

大切なことは、この予算編成作業がその後の当初予算になるわけですが、それが年間を通して議会運営から生まれる町民のための町民に喜んでもらえる執行の実りを生むための重要な前工程、前段取りだと思います。何とぞ、来年早々に出来上がると思うんですが、その予算については種々考慮の上、すばらしいものを期待しております。

次に、質問事項2に移ります。

総務庁舎改修工事についてお伺いします。

本件は、後日、庁舎統合建設特別委員会にて議論されることが決定しておりますが、新聞報道もあり、町民からの問合せ等もあることから、この質問を通して問題を提起し、広く町民の皆さんと情報の共有をさせていただきたいと思い、質問いたします。

少し説明をいたします。

当案は、11月30日開催の全員協議会にて報告のあった令和2年度中能登町役場総務庁舎改修工事基本計画（概要版）についてであります。改修計画の方針では、築後35年以上が経過し、各種設備の老朽化が著しく、機能不全となる可能性があるため、経済性や省エネに配慮した効率的な設備への更新により今後の維持管理を軽減させる。そういう説明がありました。

ここで、過去の統合庁舎建設特別委員会の振り返りになりますが、同委員会の下、もとの案は旧鹿西中学校の1階のみを使用とする案でございまして、その実施計画が8億

4,480万円のものでございました。ところが令和元年12月26日の同委員会で急遽2階、3階を活用するというのでございまして、その金額が12億3,200万円に跳ね上がりました。結果的には令和2年3月の定例会にてその案が承認され、庁舎問題は一応解決をみました。そして今春、2月1日、旧鹿西中学校が行政サービス庁舎としてスタートいたしました。

ここで誰もが気になるのは、12億3,200万円に跳ね上がったあの2階と3階はどうなっているんだろうという疑問だと思います。後ほどお尋ねをいたします。

また、この改修計画図を見る限り、トイレ、空調、内装改修の工事は1階、2階ともに徹底的に改修が予定され、まるでホテルの改修かと思うほどに感じられます。本件は、単に鳥屋とか鹿西とか鹿島とかいうそういう地域性の問題ではなく、あっちもこっちもそんな立派な庁舎が将来的に本当に必要なのかという素朴な疑問からの問いかけでございます。

厳しい財政運営と財源確保の面から、本当に問題はないのでしょうか。一連の流れから、政策に計画性や一貫性が欠けているように思われます。

こんな状況から、以下5点につき質問をいたします。

1、庁舎統合建設特別委員会のこれまでの経緯や、また、その合意に鑑み、整合性が取れ、計画性や財政健全化等において問題はないのでしょうか。また、この先何年活用する予定でしょうか。

2、行政サービス庁舎の空きスペースはどれだけあり、全体の何%が未使用なのか。また、そこを有効活用できないものなのでしょうか。

3、本件は老朽化に対する機能性、効率性を過度に追求したもののように見えますが、安全性への対応が少し欠如しているように思

います。なぜでしょうか。公共施設等のマネジメントの目標の1番に安全性、機能性の確保が真っ先に挙げられています。なぜ改修計画の方針から安全対策が除外されているのでしょうか。

4、隣接の社会福祉センターが町指定避難所となっておりますが、なぜ本計画には入っていないのでしょうか。別検討になるのでしょうか。

5番、中能登町公共施設等総合管理計画や中能登町人口ビジョン等にも照らした上で、将来的にも安全で健全な行財政施策と言えるのでしょうか。特に3番と4番の対応を考慮しますと、最終的には6億9,200万円——約7億円ですが——の大事業となりますが、町民の理解を得られるのでしょうか。

以上5点につきお伺いします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、総務庁舎改修工事についてのご説明をします。

総務庁舎の改修工事につきましては、さきの総務建設常任委員会及び全員協議会において報告をさせていただきました。

まず、こうした大規模な建物の改修工事を実施する場合には、最初に基本設計を行い、次に実施設計を行い、入札と工事着手と同時に工事監理を委託して事業を完成へと進めていきます。

今回は、議会の皆様方に最初のステップであります基本設計の報告をいたしました。この基本設計の意味合いにつきましては、何事も物事を進めていくには、まずゴールをはっきりとさせることが大切です。このことから、総務庁舎の問題点を洗い出し、どのグレードまで改修する必要があるのかを具体的に調査したものです。今後、この基本設計をたたき台にして、議論をしながら実施設計に向けて明確な改修工事のゴールを目指していきたいと思っております。議員の皆様にお示しをさせていただいたものです。

その後、議員の皆様方が集まれ、議員協議会を開催され、総務庁舎の改修の審議につきましては、特別委員会を設置され審議することで決定したとお聞きしております。先月行われた全員協議会の席上で、澤議員と古玉議員から庁舎統合建設特別委員会レベルで議論すべきだと思ふとの発言があったところです。現在は、その特別委員会の開催前だと認識しております。

しかし今回、議員から特別委員会の開催に先んじて一般質問の質問通告がありましたので、通告に従いまして答弁をさせていただきます。

まず、1点目の庁舎統合特別委員会の経緯や合意に鑑み、整合が取れた計画性や財政健全化においても問題はないか。また、この先何年活用するのかについてお答えいたします。

まず、庁舎統合建設特別委員会の経緯や合意に鑑み、整合が取れた計画性に問題はないかにつきましては、問題はないと考えております。

次に、財政健全化について問題はないかにつきましても、問題はないと考えております。

次に、この先何年活用する予定かにつきましては、30年を想定して基本設計を行いました。

今後、議会庁舎統合建設特別委員会において、これらの点について議論を重ねていただきたいと考えております。

なお、これ以降の質問につきましては担当課長より答弁をさせます。

**○議長（作間七郎議員）** 高名参事兼総務課長

**○高名雅弘参事兼総務課長** それでは、2点目の行政サービス庁舎の空きスペースはどれだけか。全体の何%が未使用部分なのか。そこを有効活用できないものかについてお答えをいたします。

まず、行政サービス庁舎の空きスペースは、ないと認識しております。行政サービス庁舎は、事務室、研修室、会議室、職員休憩室、倉庫などで使用しております。このことから、何らかの形で全ての部屋を使用する形を取っております。

なお、庁舎の有効活用につきましては、行政サービス庁舎はもとより、改修のご提案をさせていただいております。ここ総務庁舎も含めて有効活用を検討していかなければならないと考えております。

次に、3点目の老朽化に対する機能性、効率性を過度に迫及したものに見えるが、安全性への対応が欠如しているのはなぜかについてお答えをいたします。

まず、さきの総務建設常任委員会並びに全員協議会にて説明をさせていただいたとおり、この総務庁舎は昭和61年に建設をされたもので、おおよそ35年が経過しており、設備の故障やトラブルが目立ちつつあります。特に空調機器につきましては、35年前の空調機器をそのまま使用しております。

このことから空調設備の改修を主眼としておりますが、時代に合わせた改修も必要と判断し、コロナ禍に対応するための換気設備の更新、省エネを意識した照明器具の更新、空調設備の更新、デジタル化に対応した電気設備の改修を盛り込んでおります。

今後、特別委員会において、そうした点についてご意見をお聞かせいただければと考えております。

また、安全性、特に浸水対応などへの対応が欠如しているところのご指摘につきましては、これもさきの総務建設常任委員会や全員協議会にて資料をご提示し説明をさせていただいたとおり、総務庁舎が位置する洪水ハザードマップでは二宮川氾濫時に浸水被害を受けるおそれがあるため、総務庁舎は対策を講じる必要がありますが、受変電設備や非常用自家発電設備を浸水対策のために更新する場合、

多大な投資が必要となることや、災害対策に対応する様々な部屋が1階に位置する庁舎の構造上、有効性が低いと思われるとの基本設計の意見でした。

なお、こうした災害の対策を講じるには、さらに1億4,000万円程度が工事費に加算されます。このことから、こうした点についても特別委員会にて議論を重ねていければと考えております。

次に、4点目の隣接の社会福祉センターが町指定避難場所となっているが、なぜ本計画に入っていないのかについてお答えをいたします。

さきに資料にてお示しをしたとおり、社会福祉センターを改修する概算費用として1億8,000万円程度が必要になるとお示しをさせていただいております。このことから、社会福祉センターの改修についても計画性を持って改修をしていかなければなりません。

また、お話のありましたとおり、社会福祉センターは町指定避難所でありますので、よりしっかりと改修が必要となる一方で、指定避難所として改修するための有利な財源を確保できるのではないかと考えております。

また、空調設備については、大ホールのメインの機械や2階の研修室は一度更新をしております。役場庁舎から見ると改修する時間的余裕があると判断をしております。

このことから、社会福祉センターの基本的なレイアウトの変更までは考えておりませんので、まずは総務庁舎の1階の執務室と2階の議会に関連する部屋と設備、そして庁舎の消防設備もかなり老朽化しておりますので、この機会に誘導灯や非常用照明、防災総合盤を改修したいと考えております。

最後に、5点目の公共施設等総合計画や中能登町人口ビジョンなどにも照らし、将来的にも安全で健全な行財政施策と言えるかについてお答えをいたします。

ご質問のとおり、公共施設等総合管理計画を策定した背景と目的は、人口減少と高齢化の進行は避けられない見通しであり、将来の財政負担を踏まえた公共施設等の削減検討が必要になってきています。

この際に、単に公共施設等の廃止、縮小を推進するのではなく、予防保全の観点から既存施設の長寿命化を図るとともに、今後の人口構成や町民ニーズの変化に対応しながら、効果的かつ効率的な整備及び管理運営を図ることにより、安全で持続的な公共施設等のサービスを維持することが求められています。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の更新問題に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から公共施設等を最適な状態で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法を進めていくこととして策定をしたもので、このことから総務庁舎の改修について早期に取り組むことが必要だと考えております。

なお、さきの行政サービス庁舎の改修において議会庁舎統合建設特別委員会にて最終的にお示しをした計画金額は、およそ11億7,600万円でした。そして、令和2年度決算での統合庁舎整備事業費はおよそ8億9,500万円で、その差額は、およそ2億8,100万円となっております。

今回お示しをした総務庁舎改修金額はおよそ3億7,200万円で、9,100万円の差額ですが、この差額をどうしたら縮小できるのか。そして浸水対策における経費の検討と、社会福祉センターは町指定避難所でもありますので、ここは改修経費をどうするのかに加え、補助金などの財源確保の判断が必要となります。

基本設計では、こうした現状が明確になりましたので、今後、何をどのようにするのかを今後開催されます議会庁舎統合建設特別委員会におきまして議論を積み重ねていければと考えております。

いずれにせよ、空調機器や総務庁舎の消防設備、そして小修繕を繰り返しながら総務庁舎の維持管理を行っております。35年前の空調機器をメンテナンスをしながら使用しております。さきの予算決算常任委員会での議員からの情報推進課に対する維持管理での発言にもありましたが、メンテナンスを行っているから大丈夫というわけではありません。いつ突然故障をするか分からない時期が来ていると感じております。

このことから、まずは実施設計の着手を目指して議会庁舎統合建設特別委員会にて議論を積み重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 澤議員

○3番（澤 良一議員） 大変細かな説明をいただきました。

今の話を結論としますと、これは最初から結論は出ているんですけども、細かな検討や打合せ等はこの後の庁舎統合建設特別委員会で議論すると、こういうことだと思います。

ただ、私はここで申し上げたかったのは、さきにお話ししましたけれども、町民へ情報として発信されているわけですから非常に興味を持っておいでます。そこに不正確な情報が入って、変な誤解を招いたり、それから不信感を持たれたら困るということで、質問させていただきました。そういう意味では、私は情報の共有化、問題も含めてそういうものができたなと思っております。

その中でも1点だけ、幾つか財政のこともあったんですが、質問させていただきたいと思うんですが、各種計画とその整合性や事業の取捨選択の観点から質問させていただきます。

中能登町避難計画（地震・土砂災害等）には、指定避難施設に福祉センターがあり、羽坂、今羽坂336名の避難所と指定されてお

ます。また、本年3月に策定された中能登町国土強靱化地域計画には、中能登町総合計画や中能登町地域防災計画等との整合、連携を図りながら、当町における強靱化の様々な取組の方向性を示す指針として位置づけるものであるとあります。

今後、総務庁舎をこれだけの——基本設計ということですが、これだけの投資、資金の投入を必要と考えるとすれば、今後の総務庁舎の価値を認め、その隣の福祉センターも一体とした判断をするのが自然だと思われ

ます。限られた資源の中で何をやめて何を取るか、そういう取捨選択や町の一体性を確保すべく中長期的視野に立ち十分に検討された事業。こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 澤議員の再質問にお答えをいたします。

そういった点も含めまして、今後開催されます庁舎統合建設特別委員会にて議論をさせていただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 澤議員

○3番（澤 良一議員） よろしくお願いたします。

次に、質問項目3に移ります。

公共施設等総合管理計画について（現行版）で伺います。

本計画は、総務省より今年度中に見直しを行うことが求められていますが、そこで、その前に現行計画の実施状況の棚卸しと今後の対応につき、以下4点につき伺います。

1、延べ床面積総量削減数値目標の設定の根拠。

2番、削減進捗状況と目標達成へ向けた今後の対応。

3番、個別施設計画の策定状況と今後の予

定。

そして4番、総務省からの見直し要求の内容と見直し完成公表時期についてお伺いします。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

この中能登町総合管理計画は、平成29年3月に策定しており、計画されてから5年目となっており、目標年次である令和8年度からは折り返しの期間を過ぎたところです。

まず、1点目の延べ床面積総量削減数値目標、2026年で25%の設定の根拠につきまして、中能登町公共施設等総合管理計画において、今後40年間で建築系公共施設の延べ床面積の総量を56%削減することを目標とし、2026年度までの削減目標を25%削減するとしたものの計画が5年前に立てられております。

策定時点での総延べ床面積は、およそ15万7,700平方メートルあり、目標達成には約3万9,500平方メートルの削減が必要となります。この根拠ですが、旧学校施設の除却でおよそ2万7,000平方メートル、類似施設の集約化等によりおよそ1万2,500平方メートルを見込み目標設定されたものです。

次に、2点目の削減進捗状況と目標達成へ向けた今後の対応についてお答えをいたします。

令和元年度末時点での延べ床面積の削減状況はおよそ2%となっております。しかしながら、旧越路小学校や旧御祖小学校については、民間事業者へ無償貸与し、施設を有効活用していただいております。これにより、町としては本来であればかかってくる維持管理費が一切かかっておりません。

公共施設等総合管理計画において、延べ床面積の削減も重要であります、いかに維持

管理コストを削減していくことで延べ床面積の総量を減らしていくということも同じく大変重要なことだと考えております。このことから、これらも実質的な延べ床面積の削減と捉えますと、およそ8%の削減につながっていることとなります。

そもそもの目標値がかなり高いハードルで設定されている状況であります、除却はもとより民間との連携による施設の利活用も含め、延べ床面積の削減及び維持管理コストの削減に取り組んでまいります。

次に、3点目の個別施設計画の策定状況と今後の予定についてお答えをいたします。

中能登町における個別施設計画は、現在8割程度の策定状況となっております。未策定の施設については、今年度中に策定するよう通知をしております。

次に、4点目の総務省からの見直し要請の内容と見直し完成時期についてお答えをいたします。

計画の見直しに当たっては、令和3年1月26日付、総務省自治財政局財務調査課長通知により、記載事項の考え方などについて周知されております。その主な事項といたしましては3点あり、1点目は必須事項、2点目は記載が望ましい事項、3点目は団体の状況に応じて記載する事項であります。

そして、必須事項には3つの項目があり、1項目めといたしましては基本的事項、2項目めは維持管理、更新などに係る経費、3項目めは公共施設等の管理に関する基本的な考え方を盛り込むこととされております。

次に、記載が望ましい事項は4つの項目があり、1項目めは数値目標、2項目めは施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、3項目めは地方公会計の活用、4項目めは保有する財産の活用や処分に関する基本方針について盛り込むことが望ましいとされております。

そして、団体の状況に応じて記載する事項

は2つの項目があり、1項目めは広域連携、2項目めは地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方について盛り込むことが望ましいとされております。

これらを踏まえまして、町としては、必須事項及び記載が望ましい事項を盛り込んだ計画を今年度末完成見込みで現在見直しを行っているところであります。その後、議会への報告並びに町ホームページ等で公表する予定としておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 澤議員

○3番（澤 良一議員） 時間もなくなってきましたので再質問はございません。

最後に少しお話をさせていただき、また町長へのお願いにつなげたいと思います。

中能登町公共施設等総合計画の初めに、「公共施設等に求められる安全で快適な機能を確保しつつ、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、この「中能登町公共施設等総合管理計画」を策定する」とあります。

公共施設とは、建築系施設、いわゆる箱物とインフラ系施設がございます。そして、大規模改修や更新施設という言葉からは総じて箱物が中心となりがちですが、インフラ系施設もございます。その中身は道路、橋梁、河川、上下水道等がございます。橋梁については長寿命化計画や、上下水道については中能登町新水道ビジョンがあり、それを基に事業計画が進められております。

ただ、この中で忘れてはならないのは水質管理の強化で、カルシウム、マグネシウム、硬度の対策の問題でございます。町の水源のうち一部に硬度が高い水源があり、水質基準は超えておらず飲料水として問題はありませんが、スケールの付着やスケールによる生活機器の故障など生活に支障が出ている状況が

ございます。そのため、硬度の高い水源を廃止し、新設等により新たな水源の新設等による改善の検討がされております。

平成27年度のスケール対策検討結果報告によりますと、水道事業として硬度対策を実施する場合、5つの案が示されております。ただ、その後の経過はまだ私は分かっておりません。大変難しい問題ではございますが、この町のインフラ系施設に関する大きな課題であることには違いありません。今でも多くの町民が困っております。本件対策につき、短期で対応するもの、中長期で対応するもの等々に分け、計画をそれぞれ立案し、計画的に進めていただきますようお願いいたします。

最後に、町長にお願いです。今度見直しをされる今ほどの公共施設等総合管理計画に、願わくば今ほどの硬度対策も含めてアクションプランとして各年度の取組内容を落とし込んだ工程表を掲載し、本プランに掲げた内容を着実に実行し、子や孫の世代に安心、安全な公共施設をしっかりと胸を張って引き継げるよう知恵と工夫、町民との協働によって取組を推進し、何よりも住民との問題意識を共有しながら一緒になって取組を進めていくことを希望いたします。

本日の一番先の予算編成方針の公表も同様ですが、住民が参画し考え、課題を皆さんと共有し、意見を交換する。そういうプロセスを積み上げ、今まで以上にわくわくする町政の推進をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（作間七郎議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（作間七郎議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、9番 諏訪良一議員

〔9番（諏訪良一議員）登壇〕

○9番（諏訪良一議員） 2問について質問をいたします。

最初に、文化財を生かしたまちづくりの推進についてであります。

第1次町総合計画の中に、文化財を生かしたまちづくり、加えて10年後に作成された第2次町総合計画の中においても、多少のニュアンスが異なるもののその趣旨が明記されております。

現在、町で保有されている歴史民俗資料などや町内から発掘された大量の出土品等が数か所に分散し、しかも無造作に保管されている状態については、ご承知のことと思えます。

他方、県埋蔵文化財センターでは、中能登町内で実施した発掘調査済みの保管しているたくさんの出土資料等は、地元における適正な保存活用が求められているようです。

空き施設を有効活用し、保有しているこれらの膨大な資料を一括して展示し、保管することは、学校や家庭、社会教育上などの多様性を見地からも大変重要であり、また意義深いものと考えます。ましてや世界農業遺産の認定地域とは言われておりながら、このことを端的に説明できるものが全くないありさまのように思えてなりません。

古来より地域の人々の生い立ちや、たたずまいや、また暮らし、なりわいなどを一堂に、しかも立体的に見える化することにより、肌で会得されるような施設の整備が望まれます。

そこで、文化財の活用方策について、空き施設を生かした見える化の発信について、歴史民俗資料館——これは仮称ですが——の創設についてについて伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、文化財を生かしたまちづくりの推進のご質問についてお答え

します。

まず、1点目の文化財の活用方策についてお答えします。

地域の歴史や文化を伝える文化財は、これまで保存に大きくウエートが置かれてきました。しかし、今日では文化財が果たすべき役割が拡大し、地域振興や観光振興、また地方創生に資するものとの認識が高まっており、文化財の活用が期待されているところであります。

町では、これまで国指定史跡である雨の宮古墳群、石動山を史跡整備により、保存を図りながら公開、活用してまいりました。さらに、いしかわ歴史遺産として認定を受けたことで認知度が上がり、雨の宮古墳群では、古墳に眠る能登の王をモチーフとしたキャラクター「あめろく」や、石動山では石動山合戦で奮戦した4人の僧兵のキャラクターに関連するグッズを制作し、より史跡に親しんでいただける取組を行ってまいりました。

今後も多くの皆様に訪れていただけるよう工夫を凝らした史跡のマネジメントを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き施設を活用した見える化の発信についてお答えします。

現在、ふるさと創修館で、12月5日から図書室での図書の貸出しの再開に併せて「大正・昭和の石動山」の企画展と「いしかわ歴史遺産パネル展」を開催し、町民の皆様にご覧いただいているところであります。

図書室は、これまでの図書スペースを縮小しましたが、その図書室のスペースを郷土の文化や歴史を学ぶための図書コーナーやミニギャラリー、体験ひろばを設け、スペースを十分に生かした運営を行っております。今後、この場所を多くの皆様にご利用していただけるよう様々な体験講座を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の歴史民俗資料館の創設につ

いてお答えします。

ふるさと創修館は、曳山の展示と併せて郷土資料展示室に中能登の歴史や人々の生活や風土を感じさせる資料や民具を展示しておりますので、歴史民俗資料館として今後は活用していかなければと考えております。

文化財資料の多くは旧鳥屋中学校及びふるさと創修館に資料を集約し、整理作業を順次行っているところでもあります。資料の全てを集約できていませんが、現状のままでは保管するスペースはあっても保存し活用するスペースは施設を改修しなければなりません。しかしながら、歴史民俗資料館を創設し、資料を集約、保存して活用を図ることは大変効果的であると考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 諏訪議員

○9番（諏訪良一議員） 現在町で保有している生きた資料、それから発掘された出土品など、大変な量です。ふるさと創修館ぐらいでは展示できないほどのボリュームでないかなと思います。

それともう1点は、仮に創設するとすれば、やはり有識者の組織から始まって、恐らく数年間はかかるのではないかなと。単年度くらいにはしっかりした展示まではなかなかたどり着けないものと見ております。

ですから、ぜひ町長に取りかかっていたきたいと思いますが、相当の決意が要ると思います。決意というのは人的な確保です。いかにしてストーリーをまとめていくか、これが大変な作業でないかなと。ただ単なる現在持っている収集した農具などを並べる程度では、本当のこれまでの先人が歩んでこられたなりわいや足跡をまとめ切れないと思います。

この点について、まず決意をお伺いしたいと思います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 民俗資料館につきまして

は、なかなか創設ということは難しいと考えております。定例監査のときに監査委員の方々から、完全に要らんような資料もあるがじゃないかという、整理をきちっとしたほうがいいということ指摘を受けておりますので、これからどういうふうにしていくか、まだこれから検討中なんですけど、要らないようなものをためてあるものですから、そういうものについては一回整理をしていかなければならないということで生涯学習課のほうと話をしているわけです。

これから場所的にはどこに置くか。これから空き施設も出てまいりますので、そういうところを含めてこれから少し考えていきたいなと思います。

○議長（作間七郎議員） 諏訪議員

○9番（諏訪良一議員） 世界農業遺産の認定地域と言われて恥じないような施設をつくっていただきたい。ぜひお願いします。

それから次に、道の駅の業績の検証についてであります。

ご承知のように、「道の駅」織姫の里なかのとは、この施設を核にして町の産業振興や地域の活性化を図ることが創設の狙いであるわけです。単なる物産を寄せてきて販売するだけの施設ではないということについては、ご承知のとおりのことと思います。

早いもので開業以来7年余りが経過しましたが、その間には、のと里山海道の無料化、能越自動車道のうちの七尾氷見道路の供用などに伴い、国道159号線、鹿島バイパスを走る車両の台数とかその車種、乗用車かトラックか等ですが、計画時の試算に比べて相当の誤差が生じていることと思います。

いずれにしても、開業以来、店内に並べられている町産の産物点数、量ともに大変少ない。織姫の里なかのとならではの独自性の雰囲気は全く感じられないのではないかなというような声をお客様からよく聞かれます。

そんなことから、これまでの経営実績の推移、生産農家の販売意欲とその方々の経営内容について、ブランド化及び差別化商品の生産について、今後の発展戦略について。

これらのことについては、町単独で答えることができない面が多々あると思います。町、管理者のJA、そして品物を納めるように取り組んでおる方々の声、これらを一本化していかないと今後の発展戦略は語れないと思いますが、町サイドではどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、諏訪議員の道の駅の業績の検証についてのご質問にお答えします。

「道の駅」織姫の里なかののにつきまして、平成26年4月17日にオープンし、これまでに町の内外から多くの方にお越しをいただいているところであります。おかげさまで本年11月末日までにおよそ86万人の方にお越しをいただき、町内で栽培された新鮮な朝取れ野菜をはじめ能登地域の特産品を販売し、購入をいただいております。

道の駅が開業した当初は、産直館織姫市場に中能登町産の商品がおよそ3割強でありましたが、現在では多い月で6割近くまで伸びてきており、道の駅が目指す地産地消が進んでおります。

また、道の駅に町観光協会の事務局を設置し、観光案内の拠点として、石動山や雨の宮古墳群、能登上布会館への来場者や問合せが増加したとの話も聞いているところであります。

また、コミュニティバスの乗換えハブ拠点施設としての役割も果たしており、移動手段を持たない町民も利用しやすい環境を整えております。

これらの機能は、道の駅を整備する際に目標としていたところであり、現在、新型コロナウイルス感染症による観光客の減少はあり

ますが、現時点でそれらの機能を果たしているものと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（作間七郎議員） 山本企画課長

〔山本 貴企画課長登壇〕

○山本 貴企画課長 それでは、企画課からは1点目の経営実績の推移についてお答えをいたします。

まず来場者数につきましては、いずれも直売所並びにフードコートのレジカント数が基準となりますが、オープン初年度は年間およそ16万1,000人でありました。2年目からは減少傾向となり、直近の令和2年度の集計結果では、コロナ禍の休業もありおよそ12万8,000人となっております。

一方、売上げにつきましては、オープン初年度の平成26年度でおよそ1億6,200万円であり、2年目は売上げが落ちたものの3年目以降は少しずつ売上げを伸ばし、直近の令和2年度ではおよそ1億7,300万円となっております。コロナ禍ではありましたが売上額を伸ばしております。

来場者数は減少したものの売上げが向上するという結果についてであります。加工品の販売、特に総菜、弁当をはじめ地元の特産品であります能登豚、能登牛などの品目で、いわゆる販売単価の高いものの購買率が向上したことが原因の一つであると考えられます。

企画課からの説明は以上です。

○議長（作間七郎議員） 甘田農林課長

〔甘田悟司農林課長登壇〕

○甘田悟司農林課長 農林課から、2つ目の生産農家の販売意欲と経営内容についてお答えいたします。

中能登町の生産者数は、平成26年のオープン当初103人でありましたが、令和3年度は140人まで増えてきております。しかしここ二、三年は、新しく加入した農家もおられま

すが、高齢等により脱会される農家もあり、生産農家数の推移は横ばい状態であります。

織姫市場での中能登町産農産物の販売額がありますが、平成29年度で約1,700万円、令和2年度は約2,200万円と500万円ほど売上げを増やしておりまして、令和3年度も11月までの売上げが約1,700万円と少しずつではありますが売上げは着実に伸びてきております。

生産者の中には、年間100万円を超える売上げがある方も数名いらっしゃいます。また、生産者で組織いたします織姫ファイトプロジェクト会議においては、常に栽培技術や品質向上への活発な意見交換がされており、さらなる農業所得向上を期待しているところがあります。

次に、ブランド化及び差別化商品の生産についてお答えします。

中能登町では、これまでカラー野菜の町として広くPRをしてきました。今年の「現代農業」2月号でも道の駅とカラー野菜の特集が10ページにわたり掲載をされ、全国の読者にカラー野菜で健康を売る直売所として知っていただくことができました。

農産物の生産量は増加しておりますが、まだまだ作付面積の拡大と新たな作物の販売が必要であると考えております。近年では、平成27年から栽培を始めた中能登町産ミカン「なかのと姫みかん」が昨年から市場デビューをし、今年はデビュー2年目となります。現在、39農家が566本を栽培しており、出荷量は昨年の約2倍の600キロを見込んでおります。出荷農家からは、色づきがよく十分な甘さに仕上がったとの声も届いております。また、今年からイメージキャラクターが描かれたシールを貼って販売し、ブランド化の定着を図っております。

しかし、ミカンは植えてから成木になるまでに6年から7年程度かかると言われておりますので、今後ますますの出荷増となるのでは

ないかと期待をしております。

次に、今後の発展戦略につきましては、JAや関係機関と協力して今後も栽培希望者、特に若者の栽培者を募り、道の駅の営農指導員等の栽培指導の下、安定的な農作物の出荷の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

果樹栽培では、姫みかんの産地化の拡大とブランド化の定着について支援をしていくとともに、サクランボなど新たな作物の栽培にも挑戦をしていただき、購買者のリピーターを増やし、喜ばれる直売所を目指しながら生産、販売、育成につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 諏訪議員

○9番（諏訪良一議員） 最近のお客さんの動きを見ておりますと、とにかく新しいところへ、そして珍しいもののあるところへという動きが見られます。織姫の里もこれからが固定した客にプラスして新たな客を誘導するか、これからが大変だと思います。

そういうことから、持続的な発展をしていかなないと、何かオンリーワンのものをどこで出していくか。品物で出すのか質で出すのか。このあたりを相当関係する方々が慎重に考えていただきたい。町からの予算との整合性、指導性、これからが大変だと思います。

わけても儲からんとところに若い人が定着しない。これは当たり前のことなんです、この点を今後どのように指導されるのか、もう一度伺います。

○議長（作間七郎議員） 甘田農林課長

○甘田悟司農林課長 諏訪議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども少し申し上げさせていただきましたけれども、新しいことにチャレンジしていただき、そして新しい作物の栽培というものも今後検討していきたいというふうに考えております。

現在、試験栽培で新たな特色ある野菜への取組といたしまして、とろとろステーキなすという作物の試験栽培を行っております。このナスは果実が500グラム以上になる大型ナスの品種で、米ナスとはまた異なりまして、加熱調理で凝縮された味と、とろとろの極めて軟らかい食感が味わえるということで、現在試験栽培を行っているところでございます。

そういったところから若者が、果樹にいたしましてもそうですけれども、新しいことにチャレンジしていただいて、そこから見出しながら農業所得につなげていければというふうに考えております。

以上であります。

○議長（作間七郎議員） 諏訪議員

○9番（諏訪良一議員） 一つの新しいものを一人前に育て上げるということは大変至難なことであろうと思います。そんなことから予算をつけていくにしましても、ある程度は年数的につけていかないと、単年度、単年度で新しい品目育成の予算をつけておっても成果が上がらないような気がします。

そういうことから、慎重に新しい品目を決めていただいて、そしてそれを数年間、ただ単なる予算をつけるにしましても、これまでネギの種代の予算が数年間ついておりますが、種代だけではなくて、売り込むまでの予算も必要だろうと思います。

そんなことを総合的に関係者の方々が検討していただいて、そしてさらに道の駅に人が集まるように取り組んでいていただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（作間七郎議員） 次に、5番 土本稔議員

〔5番（土本 稔議員）登壇〕

○5番（土本 稔議員） それでは、公共施設の維持管理について伺います。

質問の公共施設とは、今回は保育園、小学校、中学校についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策により、教育現場が大きく変わりました。現在、新型コロナ感染者数が減少傾向ではありますが、新たな変異株が見つかるなど油断はできない状況であります。今ではマスク、手洗い、密を避けるなど当たり前となっております。

コロナ禍における教職員の多忙化改善策についても聞きたいところでありますが、今回はあえて施設についての質問であります。

保育園、小学校、中学校の体育館は、避難所としての役割もあり、維持管理、そして対応についてであります。

現在、教育現場では、多くはタブレット端末ばかりが大きく取り上げられがちですが、大きな施設や古い施設ほど維持管理費用が大きくなるわけでありまして。中能登中学校も開校してはや9年で、そろそろメンテナンスの時期を迎えているのではないかと考えるし、小学校や保育園についても修繕や改修等ほどのようになっているのかであります。コロナ禍の中、安心、安全で行きたくなる学校、学び場へと推進するには、維持管理と対応が重要となります。

では、公共施設、保育園、小学校、中学校における維持管理について伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、公共施設の維持管理についてのご質問にお答えします。

まず、町立保育園施設についてであります。5園とも木造で建設され、その築年数については17年から22年経過している状況であります。

施設の状況については、経年劣化による床面の傷みが年々発生している状況ではあります。張替え工事を行うなど適時適切に修繕を行っております。同様に、冷蔵庫などの備品類についても、不具合のあるものについては修繕を行い、耐用年数を経過したものについては計画的に入替えを行うなどの対応をし

ております。また、園内にある遊具については、保育士による日常点検や専門業者による定期点検などから危険な遊具の早期発見に努めるとともに、必要に応じて修繕を行っております。

続きまして、小中学校施設についてであります。鳥屋小学校及び鹿西小学校は、平成27年度から30年度にかけて体育館の照明灯のLED化やトイレの洋式化及び防犯カメラの設置、また防災機能強化工事（耐震化工事）を行いました。特に鳥屋小学校は建物自体の建築年度が古いため、毎年多くの施設修繕を行っております。中でも、令和元年度には万が一のときに児童の生命を守る校舎東側の非常階段修理工事を行っておりますが、食堂棟横の非常階段も修理が必要な状況となっております。

また、鹿西小学校は、平成28年度と今年度にプールの改修工事を行っております。

なお、中能登中学校は平成25年に、鹿島小学校は平成27年にそれぞれ開校しておりますので、比較的新しい建物ではありますが、体育館の照明灯は水銀灯であり、その水銀灯については製造中止になっているため、今後、計画的にLEDへ交換することが課題であると考えております。

今後も適切に維持管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） 維持管理についてであります。まず保育園についてですが、安心して預けられる施設を維持しなくてはなりません。学校同様に、新型コロナにより保育園の運営も大きく変わったと思います。私としては、保育園の園長先生に全て任せっきりになっていないかと思うわけでありませぬ。

遊具についてでも、公園ばかりが目が行きがちですが、保育園の遊具は大丈夫なのか。

今ほどの答弁で、年に一度は専門家に見ていただいで、日常は保育士さんが確認しているということがありました。保育園は、以前から民営化について議論されておりますが、新型コロナにより、そもそも民営化の受け手がいるのかということでもあります。各種団体長による民営化の協議よりも、町長のトップセールスにより民間事業者への誘致をし、民営化へと議論に進んだほうが、コロナ禍の中、現実的ではないかと思うのは私だけではないと思います。

次に、小学校。鳥屋小学校につきましては非常階段が腐食している。そういったことは必ずきちっと直していかなくてはなりませんし、鹿島小学校、中能登中学校の体育館、LEDへの交換であります。物すごい高い金額だと思いますが、水銀灯自体が生産中止が2017年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀による環境の汚染の防止に関する法律が施行されたことによります。法律に基づいて、経済産業省か環境省の事業補助について検討して、財政確保をして適切に実施していただきたいなど、そう思います。

中学校についてですが、町長の答弁からはありませんでしたが、以前から問題になっているのはハトによるふん被害であります。校舎の入り口の鉄骨の屋根がハトのすみかとなり、ふん被害が発生しております。ある保護者から、ハトのふん被害があったと連絡がありました。そこで学校教育課に確認したところ、学校側も非常に困っているということでした。生徒たちはハトのふんに当たらないように上を見上げて走って玄関に入ると聞き、驚きでした。また、校舎の維持管理のために毎朝校長先生が清掃していると伺いました。

そこで町長にこのことを聞いたところ、町長も知っており、学校へ出向き現状を確認されたということでありました。ハトの習性上、一度すみついたらなかなか離れないということで、天敵がいない中能登中学校の屋根

は居心地がよいのかもしれませんが。

こういった被害は全国的に珍しいことではなく、中でも生徒がふんによるぜんそくやアレルギーなど人体に影響している事例があります。

しかし、真っ先に考えなくてはならないことは、あってはならないですけれども、ふん被害に遭った生徒がいじめに発展しないかと普通は心配になるわけです。さきの町長選において、真っ先に子育て日本一を目指す訴えながら、ふんだらけの学校に行きたいのかと思うのであります。

私は、いつ補正予算が計上されるのかと思っておりましたが、12月定例会にも計上されておられません。現在、国会が開催中でありますが、岸田総理は、自民党総裁選挙の期間中、聞く力を持つリーダーを約束しました。それは、国民が政治について知りたいと思うことや疑問に思うことに対し丁寧かつ徹底的に説明し、納得していただく努力を重ねる。そして政策に取り組むことでした。

当町では、11月の随時会議では、コロナ対策として5つある医療機関に各20万円の慰労金。どこの声に聞く力が作用しているのか、優先順位が違うのではないかと思うのであります。

再質問であります。4月に町長に就任して、学校現場や現状を把握し、生徒が被害に遭っているのを知りながら、今まで対応せず先延ばしている理由を町長に伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 私もあそこを見てきました。いろんな方法を考えておったんですが、設計業者にもどういう対策をやれば完全なハト対策ができるかということで、多分、設計業者はああいう建物を、金沢駅のあそこもつくりましたけれども、そういう業者がどのような対策をやっているか。いろいろ聞きましたが、なかなか一向に一番いい方法というのは見つからないような状態であります。

最終的には、上に塩ビ加工したネットを張るのか、そのことはこれから、今協議している最中なんです。できるだけ早くやりたいなということは考えておりますので、その辺、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） 町長の答弁で、はっきり言いますと網を張るしかないんです。どう考えても。細かいメッシュを張ってしまうと中身が見えない。ということは維持管理上、鉄骨がどうなっているか分からない。単純な話、網を張る。そこでしか対応策はないのです。

私たち自体も車にカラスやハトのふんが落ちただけで気分が落ち込むのに、ましてや直接子供たちの体に当たると考えたら、学校や生徒に申し訳ないと思ひませんか。

私は何が言いたいかといいますと、少なくとも町長、子育て日本一と選挙で言ひまして当選の翌日のマスコミの取材に人材育成と答えているのであれば、5月12日に執行した町長車購入よりも先に対応する案件だと、私は正直そう思ひます。つまり対応が遅過ぎるということでもあります。

再質問ですが、次の新入生が入ってくる春休みにでも対応しなくてはならないと思ひますが、町長はどう思ひますか。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 土本議員から強く言われましたので、本当に考えているわけなんです。ずっと考えて、どれが一番パーフェクトなのかということを考えてみると、なかなか決断ができませんでした。

本当は私も上にテントを張って入らないようにするのが一番の対策だと思ひているんですが、五、六百万という見積りも来ておりますので、それをどういうふうにするのか、ぜひ考えていきたいと思ひます。

土本議員は建築業界というかそういう業界

においてのもので、どういうふうにすればいいのか、すぐにできるような方策があれば逆にこっちが聞きたいと思しますので、その辺どう思いますか。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） やはり複雑な工程よりも単純なんです。網を張る。そこにはハトに対して足場を組んで、つまりハトに対してはとび職。とび職を使う。とび職を使ってきちっと網で囲って入れないようにする。これしかないです。

いろんな情報はありますよ。色を塗ったり超音波を出したりとか。あんな気休めなことをするよりも、きちっと学校現場に対して対応すべきだと私は思いますので。

とにかく検討する検討するで先延ばしている間にも子供たちはふん被害に遭っているということを踏まえ、待たなしで先にやるべきものは、私は補正予算でも何でもやるべきだと思います。

この質問はこれで終わります。

○議長（作間七郎議員） 土本議員、まだ質問の途中ですけれども、2問目へ入ると昼食が大分過ぎますので、途中ですけれども昼食のためここで1時半まで休憩をいたします。2問目は昼からお願いします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（作間七郎議員） 休憩期前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） それでは次に、農業政策について伺います。

新型コロナウイルスの流行で外食産業の米の需要が低迷し、米の在庫が積み上がり、米価を直撃し、下落しました。1俵60キロ当たり約2,000円近く下がり、農業の将来性に暗い影が落ちたと感じました。

もちろん農家にはナラシ対策や収入保険な

ど経営所得の安定対策があるとはいえ、農業においては、後継者不足や高齢化、米価は下がるが農業資材の価格や原油の高騰など農業経営への影響が懸念され、農業の未来についてイメージが明るいと答える人は何人いるのだろうかと思います。

新型コロナの影響により、緊急事態宣言による外出自粛など大きく見直されたのが地方であります。地方の活力を考える上で、重要なのは農林水産業の役割であります。何気ない田園風景や里山、里海、私たちにとって日常の風景が最大の魅力だと再確認いたしました。

農林水産業は、日本の基幹産業の一つということだけではなく、地域を維持し、国土を保全する極めて重要な社会的な役割を担っています。地域の緑と潤いを守り、祭りや伝統芸能を守り、そして地域の絆を守っているのが農林水産業であります。

中能登町では、おにぎりの化石が発見されたことも、当時、稲作文化があった証拠なのであります。また、町の特産品の一つ、どぶろくがあります。このどぶろくの原材料は酒米であり、つまり農業なのであります。

では、質問であります。

1点目ですが、米価の下落や後継者不足など課題が多い農業について、今後どのような取組を行っていくのか。

2点目ですが、農業者の現状を踏まえ、より一層の支援が必要と考えるが所見を伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、農業政策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の米価の下落や後継者不足など課題が多い農業について今後どのような取組を行っていくかについてお答えします。

農業には、食料の生産を行い社会と経済の安定を担うとともに、大雨のときには水をためるなど防災の観点からも重要な役割があり

ます。しかし現在では、少子・高齢化により人口減少と多様化した食生活等によって米の需要が減少傾向にあることに加え、長引くコロナ禍により外食需要が激減したため、米の在庫がダブつき、米価の大幅下落という負のスパイラルに陥っています。このまま状況を放置すれば、農家の米生産の意欲はますます落ち込み、廃業する農家が増えるのではないかと心配しているところでもあります。

中能登町においても、農家数は10年前の半数程度に減少しており、農地の維持、保全を図るためには後継者の確保が重要かつ喫緊の課題であると考えております。

先般、なかのと農業振興協議会の役員の方々と語る会を開いた際にも、後継者の確保及び育成が重要であり、町に対して全面的なバックアップをお願いしたいとのご意見をいただきました。

後継者不足の問題は、当町だけでなく全国各地で共通の課題でもあります。町としましても、人の問題を解決するために何ができるか関係機関とも十分協議し、さらに各地区の話合いを進め、少しでも課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の農業者の現状を踏まえ、より一層支援が必要と考えるが所見を伺うについてお答えします。

農業の後継者不足の背景には、収入が安定しないことも要因の一つと考えられます。今回の米価下落は、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少でもあります。

町としましても、農地の維持、保全に意欲的に取り組む農業者を支援し、将来にわたり農地の維持、保全を図るほか、地域の中心となる担い手の育成や集落営農を促進するためにもJAなど関係機関とも協議していききたいと考えております。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） 農業について、いろいろな支援策や取組など国も県も実施して

おりますが、なかなか現状打破できない状況であります。それほど難しい課題であると言えます。

10月13日に世界農業遺産10周年記念フォーラムが開催されました。冒頭、能登4市5町でつくる能登地域G I A H S 推進協議会の会長の宮下町長が挨拶で、今後の取組推進を期待したとの報道がありました。

能登地域における1次産業について、寛容な心を持ち、理解をしていたと思っていた町長ですが、農業者との意見交換会、先ほど言いました農業振興協議会ですか、町長と語る会には、町長は、農業はほかの産業より補助金や助成金があり恵まれているとの発言があり、町独自での支援はしない趣旨であったと参加者から伺いました。

先ほど同様、先般の町長選に当たり、地域での意見交換会、覚えておられると思いますけれども、そのときには、農業はビジネスチャンス、いろんな仕掛けが必要で、アイデアを出し、町に生かすと発言しておきながら、大変残念であります。

私は建設業に従事しておりますが、機械購入やダンプトラック購入などには補助なんてありません。運送業においてもトラック購入に助成などないと思います。しかしながら、農家の現状や課題を考え、また地域の緑や潤いを守り、祭りや伝統芸能を守り、地域の絆を守っている農業について、補助金や助成があるからうらやましいなどと思ったことは私はありません。

多面的機能支払交付金制度では、今年は3割減となりました。昨年も国は減額査定でありましたが、地域で活動している組織に対し、杉本前町長は、この事業は農家だけではなく地域のコミュニティの場でもあるということの後押しされました。

再質問ですが、農業者との意見交換会、町長と語る会で発言した農業は恵まれているとの本音が出たわけではありますが、いま一度伺

います。農業政策について具体的な考えがあるのか町長に伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 この間、農業委員会の方々と話したときには、私は、農業は恵まれているというのは、私が繊維産業をやっている中で恵まれていると。例えば繊維産業の場合だと、1億円借金しました。補助金でも国から一銭もありません。農業はそれについて本当に恵まれた政策で、いろんな面で恵まれている。もちろん国の基幹産業は農業でありますので、その点、国は手厚い。繊維産業の我々製造業界においては、借金1億しても全くゼロ円です。そういう意味で、その中で皆さんに農業は恵まれていますと。だからその辺は、いろんなことを考えてやっていけば農業も儲かるんじゃないか。

だから私らは、昔の言葉で三方よしという言葉があります。それは売り手よし、買い手よし、世間よしという言葉です。それは商売の、例えば伊藤忠にしても丸紅にしてもいろんな商社関係についても日本の企業は売り手よし、買い手よし、世間よしということで商売を始めているわけです。

売り手よしということは利益を上げる。そして買い手よしは顧客を満足させる。そして3番目の世間よしは、社会にとって本当に有益性があるかということを確認して商売をやっていくということなんです。

だから商売をやっていくときには、私は儲けるべきだと思いますよ。農業は、世界の農業の中でも10位以内に入っているんですよ。その中で、これから農業大国でありますので、いかにうまく利益に結びつけていくか。大半の農業は兼業農家であると思います。

そういう中で、私らの繊維で考えれば、差別化の商品を作ってスパンの長い商売をしていかなければ駄目だということは、私は繊維の商売をやっていた中でつくづく思います。やはり差別化商品、小ロットのものをうまく

やっていくというようなことは、基本的に。

米だけでなく、ほかの園芸作物に対してもそういうふうにやっていけば、その農家は儲かる。やはり米だけではなかなか、本当に大規模農業をして100ヘクタールぐらいの米を作るような大規模農家になれば、またいろんな面で遠隔操作するような機械を入れて、遠隔で操作して、人手、次の担い手を使うようなロボット化ということももちろん考えられると思いますので。

この辺の皆さんは兼業農家でありますので、その辺うまく利益に結びついた農業をしていていただきたいなということを思います。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） 当然、借金1億で繊維業界の場合は補助金がない。それはそうなんでしょうけれども、かといって利益が上がらない農家に対しては、さぼっているというか真剣みがない、そんなことでもないわけです。やはり農業というのは現実的にも非常に厳しい。

農業が恵まれているとかという問題ではなく、我が国の食料自給率は38%と低く、体を動かすエネルギーの3分の2は海外に依存しているわけであります。国策として、国民の食料確保のために、そして安全な食料の確保のため、そして国土を守るため、農業に補助制度、つまり税金が使われていると私は理解しております。

先ほど言った米農家が多いということではありますが、全国の農家といえ、やはり代表するのは米農家、米作りではないかと思えます。日本人にとって米とは、歴史から見れば、戦国時代は年貢、税金は米として納められ、地域の国力を示す値も米の取れ高で、例えば加賀100万石などで表していたわけであります。世界の国々で主食の取れ高を自国の力に表したのは日本だけだと思います。それ

ほど日本人にとって米作りとはDNA、遺伝子レベルで刷り込まれているのではないかと感じます。

農業についてですけれども、先ほど町長が言われたとおりのこともあります、どちらを重視するかという議論が随分前から議論されているわけであります。

一つは、農業は産業であり、農業生産活動により、農産物の生産だけではなく、農地や環境の維持、地域文化やコミュニティの維持に貢献している。儲からなくなっているのは国際環境の変化のためで、農業に対して経済合理性を求めるべきではなく、支援の観点から行うべき。

もう一つは、農業は産業の一部であり、産業として育成すべき。そのため競争力のある経営体を育てることが大切で、コスト削減など体質強化や経営の安定を図るべきであると。

こういった両者の考えが随分前からあるわけであります。これは両者どちらが正しいということではありません。

町の現状、農家の現状を考えますと、今取り組むべきことは、多様性や選択可能性を用意し、農業に意欲のある人や若者を引きつけられる政策ではないかと思えます。

今の課題で町長がおっしゃったとおり、ロボット技術、そういったことも将来はあるでしょう。しかし、すぐにできるか。現実的なことがあるかといったら、そうではないと思えます。

そこで、最後の質問でありますけれども、町長は就任して、職員は知恵袋だと言いました。覚えておいでだと思います。ならば、その知恵袋を使い、将来の中能登町の農業に対して、しっかり種をまいたと言えるような来年度予算編成に取り組むべきと考えますが、町長はいかががでしょうか。どう考えるか伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 もちろん私は常々、職員は私の知恵袋であり、議員の皆さんは町民の皆さんの知恵袋だと。私にとっては、職員は政策立案するというような観点からも、そういうスタッフは貴重な知恵袋であり、今後いろんな面で、これからやっていく事業に対しては有利な起債を使いながら基金を少しでも減らさないような国の財源の借り方をしていく。それは職員のスタッフの力によらないと、私だけの力ではできませんので、その辺、職員を信頼してやっていく。ある程度プロですので、その辺はいろんな意味で、査定をこれからやっていきますけれども、そういう中でいろんな施策を職員の皆さんの話を聞きながら予算編成をやっていきたいなと思います。

○議長（作間七郎議員） 土本議員

○5番（土本 稔議員） それでは、町長から答弁を聞きましたので、来年度予算にしっかり種をまいたと言えるような取組をしていただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作間七郎議員） 次に、8番 南昭榮議員

〔8番（南 昭榮議員）登壇〕

○8番（南 昭榮議員） それでは、通告に従いまして質問に入ります。

草刈り時期が過ぎましたが、除草に関する質問をしたいと思います。

初めに、町道沿いの除草と側溝の管理についてであります。町においては、地域間や地域内の一部において町道沿いの草刈り作業が町によって実施されておりますが、地区内の隅々までとは至っていない現状であります。

そこで、1として、町道の管理の体制とそれらの考え方について伺います。

2として、地域住民との奉仕活動として連携した取組について方策や考えがないのかを伺います。

3として、町道沿いの側溝や水路について、水の流れを阻害する土砂やごみ、落葉や枝などが挙げられます。近年ではU字溝に蓋をかぶせたりキャッチドレンの設置となり、容易に土砂やごみの処理ができなくなっております。特に昨今は、落ち葉の流入を防ぐためとして入り口付近に網鉄板を設置しておりますが、そこで水がせき止められ、道路にあふれ出る水に大変苦心している場所もあります。

農林課としての多面的機能の維持に関する水路の保全と維持管理の取組もありますので、側溝も併せて対策として、何か所かでのためますの設置などによる処理や、何かよい処理方法がないのかなど対応する支援はできないか伺います。

4として、町道沿いの崖ののり面に繁殖した樹木や雑木、害虫や老木を含め倒木の危険が想定される樹木の伐採と、通行の障害や見透し不良を招くと思われる雑草や竹、笹類の処理が挙げられますが、沿線の地権者の処理に対する誠意のなさや、境界が分からないや地権者不明などが挙げられて実行に移せないことも考えられます。

これらについての奉仕作業にも、少子化、高齢化が進み、高齢化と草刈り機を保有されていない方や取扱いができない方、それに女性も多くなり、ボランティアにも限界があります。

以上について、町として各作業の取組や、きめ細かな対応をお聞きいたします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、町道沿いの除草と側溝の管理についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の町道の管理の体制と考えるについて伺うについてお答えします。

道路は重要な社会資本であり、活発な経済活動や快適な町民生活を支える強靱な社会基

盤を有するまちづくりの実現に大きく寄与しております。

初めに、管理体制につきましては、管理の基本は道路のパトロールがメインとなっており、毎週1回、土木建設課職員が2名体制で巡回を行い、道路の陥没、破損、ひび割れなどの異常、落下物などの有無、除草管理状態、見通しの状況などを目視により確認しております。異常が見られた場合には、その都度判断し、速やかに対応するようにしております。

ただし、パトロールだけでは全てを網羅し、確認することは不可能です。区からの要望や町民、道路利用者の方々から情報提供などをいただきながら、できる限りの保全に努めています。

次に、2点目の除草を地域住民との連携を図る方策がないか考えを伺うについてお答えします。

道路に関する除草については、年間を通じてシルバー人材センターに委託しているほか、パトロールで通行上支障となるなどの管理不全がある場合に、業者に委託して除草の対応を行っておりますが、常に良好な状態の除草管理には限界があるのも事実であります。

町では、年2回、春と秋にクリーン&グリーンデーを実施しており、各地区では道路のごみ拾い、歩道等の除草、側溝の泥上げなどを行っていただいている地区があります。また、これ以外でも、地区で江堀りなどと称して同様の作業を行っている地区もあります。

町といたしましては、これらのボランティア活動を通じて、町を愛する心、美しい町中能登にぜひともご協力をいただくようお願いいたします。

次に、3点目の側溝や水路の保全、維持管理についての考えを伺うについてお答えします。

道路整備において、地区要望などにより道

路の狭い区間の解消などを目的に道路を拡幅する場合に、側溝に蓋版が設置されている2次製品の可変側溝を設置する方法が多くあります。また、議員が言われる水路内の断面を閉塞させないために、集水部に枯れ葉、小枝などを受けることができる製品も町内に設置されているところもあります。

しかしながら、これは目的、用途によっては都合がよい場合もあれば、その逆もあり、どの目的を達成するかによって様々でありますので、修繕、改良などの要望内容を地区内で検討していただき、地元区長を通じて要望書を提出していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の危険木や見通し不良の雑草木による解消方策を伺うについてお答えします。

道路管理区域内の支障物件につきましては、町が維持管理することになります。一方で、管理区域外からの要因により通行に支障を来すおそれのある場合は、基本的には地権者の方の責任となります。

しかしながら、道路管理上、道路利用者の方々に支障を来す場合においては、緊急的に道路管理者が道路管理区域の範囲内で、その支障箇所のみを処理しております。ただし、地権者がおられる場合は地権者に処理を依頼し、地権者が分らない場合は、当該区の区長に事情を説明した上で処理を行うこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 南議員

○8番（南 昭榮議員） 再質問に入ります。

対策の一つとして考えられるのは、除草薬の散布も取り入れたらと思います。作業も容易で、草刈りの人員や作業時間なども軽減されますし、また、草刈り作業後の草の繁茂を少しでも遅らせることができ、年に1回くらい取り入れれば効果があると思います。

町として、地区から除草薬配布の要望があ

れば除草剤の支給助成を検討できないかをお聞きします。

○議長（作間七郎議員） 北野参事兼土木建設課長

〔北野 均参事兼土木建設課長登壇〕

○北野 均参事兼土木建設課長 再質問にお答えをいたします。

町道沿いの草刈り作業後に除草剤散布を行ってはどうかということでございますが、確かに町道沿いでは場所によっては有効な方法かもしれませんが、農作物への影響といえますか被害も想定されますことから、町としては散布は難しいのかなと考えております。

それから、除草剤の配布やその要望に係る助成についてであります。土木建設課としての補助事業はありませんが、総務課所管の交付金であったり農林課所管の事業をうまく活用されて、その中で検討していただければと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 南議員

○8番（南 昭榮議員） 課長さんが言われたように、なかなかたくさんの方がありますし、条件に合う区と合わない区があると思いますけれども、区によっては除草剤をやったらいけないという区も聞いております。町として一つでも多く実施していただくことを期待し、次の質問に入ります。

近年、報道等で限界集落という言葉が耳にすることがあります。少子・高齢化が進み、これらに近い地区があるか、どのような取組をされているのかについて問うであります。

町において、現在65歳以上の高齢化の割合がどれぐらいの状況なのか。これらに該当する限界集落と言われる地区が町に存在するかをお聞きし、あれば、その地区の今後の取組や対策等についてご答弁を願います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、少子・高齢化が

進んでいる地区をどのようにするかを問うの質問にお答えします。

まず、高齢化の割合の状況について、中能登町の高齢者の割合は、令和3年10月時点のデータで申し上げますと、65歳以上の人口は6,374人で、高齢化率は36.6%であります。

議員の言われる限界集落についてですが、人口の50%以上が65歳以上で、地区における共同生活を維持することができない集落のことを指すと言われております。

町では、地区ごとにおける年齢区分集計を行っていないため、いわゆる限界集落が存在するか現状では判断できませんが、町全体の高齢化率が36.6%であることを踏まえると、厳しい状況にあると言えます。

人口減少が全国的な問題であることを踏まえると、全ての集落が現在のまま維持できるかどうかは大きな課題であります。少子・高齢化が進む中において、これからの地域づくり、まちづくりには、地域やコミュニティの住民同士が協力して助け合うこと、いわゆる自助、共助が地域活動の基礎になると考えております。

次に、今後の取組や対策についてですが、町では、現在、隣接の七尾市と羽咋市と広域連携して、能登地域移住交流協議会を設立し、移住、定住施策を展開しております。これまでの都会向けのPR手法に加え、各市町の移住経験者が移住プランナーとして移住相談に当たる体制を整えており、移住経験者ならではの親身になった対応をしております。

また、実際に移住者を受け入れる集落維持に直接関係する取組として、過去に東馬場地区をモデル地区として地域の受入れ体制の構築を図った移住座談会の例があります。この座談会は、東馬場区民が主体となって実施され、持続可能な地域を維持していくために、現状の課題点を洗い出し、課題解決のための手法について議論が交わされました。その結果、改めて自分の住む集落のことを再認識す

るとともに、区費の仕組みや年間行事、各種団体活動、空き家情報など、地域の基本情報をまとめた「ばんば住みの手引き」という移住者が地域を理解するために活用できる冊子が作成されております。

今後、そのような取組を他の地区でも横展開し、空き家等の活用も図りながら移住者を受け入れる意識の醸成を進め、住んでよかったと感じていただけるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 南議員

○8番（南 昭榮議員） 高齢化地区での最重要と思われる課題と、それに対する取組についてをお聞きます。

○議長（作間七郎議員） 横井長寿福祉課長  
〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長 再質問についてお答えいたします。

重要なものの課題ですよ。

課題としては、買物や病院への通院などの移動手段の確保が考えられると思います。

買物ですけれども、現在、町ではないんですけれども民間の業者が行っているもので、移動式の販売車によりまして幾つかの地区を回っているということがあります。これが今後、この対象の地域が増えることで、買物に出かけることなく家の近くに来ていただいて食料品などを買うことができるということで、これは対応ができるのかなと考えております。

もう1点ですけれども、病院への通院というものもあります。高齢になると病院の通院が増えるということがあると思いますけれども、町では福祉サービスというもので外出支援を行っております。これについては、65歳以上の方で、介護認定を受ける必要があるんですけれども、公共の交通機関を利用することが困難な方についてタクシー券を支給しております。これによって定期的な受診が可能

になるかと考えております。

それから長寿介護課としてですけれども、介護予防につきまして、各地区でサロンを実施しております。高齢の方の居場所づくりに努めており、現在はコロナ禍で以前に比べると制限はありますけれども、仲間の方とおしゃべりをしたり、それから体を動かすことなどで心身の健康が維持できるのではないかと考えております。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、地域の住民同士が協力して助け合うこと、いわゆる自助、共助は地区において大切な資源であると考えております。今後の地区づくりにおいて町としてできることを支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 南議員

○8番（南 昭榮議員） 地域に人々を呼び込み、その地域が活性化し、住んでよかったと思えるまちづくりの取組を願って、以上で私の質問を終わります。

○議長（作間七郎議員） 次に、2番 池島和喜夫議員

〔2番（池島和喜夫議員）登壇〕

○2番（池島和喜夫議員） それでは、通告に基づき2つ質問をいたします。

初めに、眉丈が丘休憩所の屋根の修理です。

建築後数十年たった建物で、高いところにあるため、風も強く傷みが早かったと考えられます。高所に位置するため、見晴らしもよく、七尾湾もよく見え、和倉の花火なども目視でき、まさに風光明媚な場所と言えます。

このような場所に位置する休憩所を今後もしっかりと維持管理をしていくべきと考えるが、答弁を求めます。

さらに、休憩所周辺にアカマツの植林をして、将来一周500から1,000メートルの散策路などをつくり、いつときの余暇を家族で楽しめる場所を提供できればと思うが、これはS

D G s の15あたりに相当するかと思います。

答弁を求めます。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、眉丈が丘の整備のご質問にお答えします。

まず、1点目の休憩所修理についてお答えします。

眉丈が丘休憩所は、ご承知のとおり能登半島や七尾湾、立山連邦などを一望できる景勝地として知られております。小さな公園ではありますが、景観のよさから、気候のよい時期にはピクニックを楽しむ家族連れなども見られる憩いの場として親しまれております。

議員から指摘のありました休憩所のあずまやにつきましては、眉丈が丘を訪れる方にひとときの休息の場を提供する大切な建物であると認識をしております。皆様に安心してご利用いただけるように、来期の行楽シーズンに向けて修繕方法を検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の休憩所周辺でのアカマツ植林についてお答えします。

眉丈が丘休憩所の公園は、眉丈山系のなだらかな峰からの能登一円の眺望のよさが強みの景勝地であります。そのため休憩所の周辺は、あえて植栽をせずに、芝生広場として年間を通して芝生の維持管理を行い、景観の維持に努めております。そのような景勝地周辺にアカマツを植林することは、将来的にこの景観を損なうことになる可能性があります。

また、休憩所の眺望に影響のないところにアカマツの公園を造成するとしても、植林するには、元々ある樹木の伐採整備や苗木の購入費用に加えて、植林する土地の借上料や松くい虫から樹木を保護するための防除作業費、管理人夫賃など毎年多額の維持管理費用がかかることが予想されます。そのような費用をかけて現在の山林にあえてアカマツを植林し、公園にする効果は低いと考えます。

このことから、眉丈が丘休憩所は今後とも現在の眺望のよい自然景観を生かした憩いの公園として活用していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 池島議員

○2番（池島和喜夫議員） 今ほど町長より植林は駄目であるというふうな返答をいただいたんですが、私は、家族でもって行動するというふうなことを大事にしたいといえますか、今までの町の実情を見ておきますと、家族で事をするというふうな機会が少ないのではないかなというふうに思っております。そんな中で、家族でもって木の間を散策するというふうなことは、将来の中能登町において非常に大事なことはないかなというふうに思っております。そんなことから、こういう案を出させていただきました。

今後もし検討し直してなるようであれば、植林のほうをお願いして、なおかつ散策路等をつくっていただければというふうに思います。

それでは次の質問、石動山での魅力発信についてです。

石動山ユリ展の開催中、平野部と石動山で気温差が3度から5度違う。全国より俳句、短歌に興味のある方に石動山へ集まってもらい、鳥のさえずり、虫の鳴き声、草花など石動山の自然に触れてもらい、その後、大宮坊にて句を詠んでいただき句会を開催すればと思うが、町当局の答弁をお願いします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、石動山を魅力発信の場にするご質問にお答えします。

現在、石動山では、地域の団体と連携しながら、史跡を訪ねるつどい、石動山開山祭、石動山ユリ展、石動山秋のつどいなど、いろいろなイベントが1年を通して開催されており、石動山の魅力を情報発信しています。

また、11月6日に、中能登トレジャートレイルランの前イベントとして石動山トレイル

ラン&ウォークを開催し、31名の参加をいただき好評を得ております。

平成14年度に史跡の中心的施設として復元整備された大宮坊では、さきに掲げたイベント利用のほかにも、近年においては町内外からお茶会や俳句、能楽などの利用がありました。

石動山の魅力発信と文化財施設の活用の観点からも、議員が言われる俳句、短歌を詠む会などに対しても大いに利用していただければと思います。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 池島議員

○2番（池島和喜夫議員） 今ほどの答弁では、既に句会的なことはやっておられるというふうなことなんですけれども、私は実は知りませんでした。俳句とか短歌とかこういったものは、こういった歴史のある場所で改めて詠んでみるというふうなことは大変いいことでないかなというふうに思いますので、もっともっと、従来どういう形で実行されておったか分かりませんが、もう少し私らでも石動山で俳句をやっておるんやと、あるいは短歌の会をやっておるんやというふうなことが分かるような形での実行をしていただきたいというふうに思います。

私の今日の質問はこれで終わります。

○議長（作間七郎議員） 次に、10番 甲部昭夫議員

〔10番（甲部昭夫議員）登壇〕

○10番（甲部昭夫議員） 今回、久しぶりで一般質問をいたします。

町長とこうして対話するのは正式には初めてだと思いますけれども、今回、副町長の選任についてということでお聞きをしたいと思っております。

町長は、4月3日の就任から既に9か月経過をしようとしております。町長の公約「町を守り、想いを紡ぐ」を目指し、今日まで精力的に活動されておりますが、やはり何とい

っても新型コロナウイルスの感染対策に振り回されてきた9か月であったと、そういうふうに私も思います。

現在は一時期から見れば感染者数は非常に減ってしまっておりますが、新たに変異株であるオミクロン株の感染者が国内でも発見されるなど、まだまだ油断はできない状況であります。その一方で、少子化対策や人口減少をはじめ町の山積する課題は待ったなしであり、町長としても感染症の予防に努めながら各種の会合をはじめ要望活動への出席も増えてくると思います。

そこで、町長が不在の場合、危機管理体制はどう考えておられるのか。また、職員に任せっきりになっていないかということも検証し、町長の目指す政策を的確、適正に捉え、宮下町政をより発展させるための体制の確立が必要であると思います。そして、緊急的な災害が発生した場合、町民の命と財産を守るためにも中能登町の副町長の選任は必要不可欠であると考えられます。

以上のことを踏まえると、副町長は、町長自身が一番信頼できる一方で、町長に事故があった場合には職務を代理するなど、その職務は重要であります。また、円滑な行政の遂行のためには町の職員から信頼され慕われるような人物像も必要となると思います。

以上のことから、私は中能登町議会議員として、副町長の選任に対する町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、副町長の選任についてのご質問にお答えします。

まず、副町長の役割については、地方自治法では、町長を補佐し、町長の命令を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するとなっております。このことから、町長に代わって業務の検討や政策の企画、立案、町長の判断が不要な議案もしくは

町長の委任を受けた事案について、処理や決定を行うことができます。また、副町長は町長の意見の代弁者でもあります。

よって、将来的には副町長を選任したいと考えておりますが、私が町長に就任してまだまだ日が浅く、1年に満たない状況であります。そして、現在はコロナ禍でもあり、町長が会議に参加しなければならない会合が重なり行けなかったときに町長の代弁者として副町長を代理に出席させるのですが、こうした会合も少ない状況であります。

いましばらく副町長の選任は考えておりません。副町長の選任が必要となった際には議会に同意を求めますので、よろしく願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 今ほど町長より答弁をいただき、就任されて浅いことから今は考えていないけれども、近い将来は考えてみたいというようなお話だったかなと私は理解しますが、この答弁では具体的に町長の考えは理解することができません。私たちも支持者もおって、こういう話をしょっちゅうしておるわけですけども、もう少し町長には具体的に言っていただきたい。

例えば、もし副町長を選任するのであればどのような形でしていくのか。例えば、石川県からどなたか、探すというのはおかしいですけれども来ていただくのか。普通のパターンですけどね。また、うちの町からそういう有力な方がおいでの方を探すのか。また、職員の皆さんで立派な方がおいでになり、将来は町長の片腕としてやっていかれるような人がおいでなのか。また、一般の町民の方でおいでなのか。その辺はいろんな考え方があると思いますが、それは私らが考えるんじゃないし、やはり町長が考えて提示するというか案を出すべきだと思います。

今はその4つのうちのどういうふうを考えておいでのかなということだけでも、いつと

いうことは分からんにしても、するときにはこうしたいという希望で結構ですから、もしなんでしたら、町長、おっしゃっていただけませんかでしょうか。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 少しずつ忙しくなってきたはおります、実際は。そういうことを考えますと、しばらくの間と言いましたが、いろんな面で、先ほど言われました災害とかそういうことを考えますと、いろんな面で今は総務課長が災害時、万が一があった場合は総務課長が代理となっておりますので、これからは県なり町の職員の中でいい人、結構政策的なプロの方もおりますので、若い人を含めて、いろんな面で成果主義を取っておりますので、その辺を見まして考えていきたいと思えます。

少し忙しくなってきたので、私、個人で考えているのは、3月の年度末までにぜひ議会の皆さんに、私は副町長を決めて選任したい、議決をいただきたいなと思えます。それは今考えているところで、どういう形になるか分かりませんが、ちょうど職員の人事の入替えもありますので、年度末までには、また3月議会か随時会議を開いていただくことになるかも分かりませんので、またそのときにはよろしく願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 今ほど町長のほうから具体的というか少し固まったご意見をいただきました。それも私らも町長とは議員時代に仲よく接してきた一人として、町長が町長になった以上は、この町をいいのにして、幸せなまちづくりをしていていただきたいと。そのときには、一人でやっておいでるのもかなりひどいんじゃないかなと、そういうふうに察します。

自分が信頼でき、また町の職員も信頼でき、町民の皆さんも信頼できるような立派な方がもし副町長においでになるとすれば、こ

れは宮下町長が今後歩む上において非常にいいことであろうと、そういうふうに思いません。

どうかいろいろとお話しすることもございますけれども、今日、具体的に、当分の間はということだったんですが、年度末ぐらいまでにそのような気持ちを持っておるといようなお話をお聞きしましたので、今日はこれ以上接してもそれ以上進歩せんと思えますので、私の質問はこれで終わりたいと思えます。

町長、頑張ってください。

○議長（作間七郎議員） ここで2時50分まで休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（作間七郎議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番 坂井幸雄議員

〔11番（坂井幸雄議員）登壇〕

○11番（坂井幸雄議員） 一般質問の前に、鶉様道中が挙行されて、たくさんの方が見送りに来ていただきまして、町長も忙しい中を参加していただきまして、ありがとうございます。

今年の11月21日に、鶉様が捕獲できるようにとの願いで、三井宮司さんもおいでで茶会を開いたわけです。それが功を奏して鶉様が捕獲できたわけでございます。ありがとうございました。皆さんのおかげで。

この鶉様道中は、七尾市、中能登町、羽咋にまたがっている行事の一環でありますので、できたことを心からうれしく思っております。

また、いろいろと問題はありますけれども、歴史のあることをつないでいくことが私らの時代に、その次の時代につなぐ役目だという観念で鶉家さんの方々が一生懸命やっておられます。天に対して、ありがとうと言い

たいと思います。ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

今年度の各種健康診断や人間ドックの利用についてお尋ねいたします。

コロナ禍で社会情勢が厳しい中において、健康診断を受けることは、密を守っていただかなければならないということでありまして、なかなか参加者が少なかったんじゃないかなという思いがあります。これは各個人の健康でありますので、医療機関並びに団体検診などのパーセンテージをお伺いいたしますとともに、人間ドックの費用とともに内容などをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 今年度の各種健康診査、がん検診についてのご質問にお答えします。

町では、町民の皆様の健康づくりの一環として、各種健康診査やがん検診を実施していますが、コロナ禍で受診する方々が減っている現状であります。

日本がん協会の調査結果では、令和2年度のがん検診の受診者数は前年に比べて約3割減少しており、緊急事態宣言などに伴う検診の中止や受診控えなどが影響したと見られます。今後、進行がんの発見が増え、将来的にがん死亡率が増加するおそれがあるとあります。

コロナを理由に健診を先延ばしした結果、がんやその他の病気が進行して手遅れになることが懸念されます。

町としましては、コロナ禍であっても、感染防止策を徹底し、町民の皆様が安心して健診を受診していただける体制づくりと、各種健康診査のさらなる推進に努めてまいります。

なお、健診の体制などにつきましては担当課長より答弁させます。

○議長（作間七郎議員） 田嶋健康保険課担当課長

〔田嶋洋子健康保険課担当課長登壇〕

○田嶋洋子健康保険課担当課長 それでは、コロナ禍で社会情勢が困難な中で、町民が安全で安心して受診できる集団健診及び医療機関健診の実施体制と受診状況についてのご質問にお答えします。

初めに、集団健診の実施体制についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度より完全予約制とし、受診のときの検温や体調確認、手指消毒、マスクの着用などを徹底した上で、町民の皆様が安心して受診できる環境を整え実施しております。また、健診の実施時期については、健診機関との打合せを重ね、可能な限り早く開始できるよう調整しております。

次に、受診状況についてご説明いたします。

令和2年度は、コロナ禍の影響により全ての健診で受診率が低下しました。集団健診の日程を減らしたことや、密を避けるため受診者の定員制を設けたことなどが影響していると思われま

す。健診ごとの受診状況ですが、まず特定健診では、令和2年度の受診者数が前年からおよそ260人減少し、受診率では47.4%から41.1%に低下しましたが、今年度は43.5%を見込んでおります。

また、集団健診と医療機関健診の割合ですが、令和2年度では、集団健診の受診者が全体のおよそ39%、医療機関健診がおよそ61%、令和3年度では、集団健診がおよそ52%、医療機関健診がおよそ48%となっております。

各種がん検診についても同様で、令和2年度の受診者数は、検診の種類により幅はありますが、前年よりおよそ240人から760人減少しました。今年度は、まだコロナ前には届きませんが、前年度よりおよそ130人から280人増加し、少しずつ受診者が戻りつつある状況

です。

次に、人間ドックの費用と内容についてのご質問にお答えします。

人間ドックは、保険診療の対象とならないため、全額自己負担となります。町では、国民健康保険に加入し、国民健康保険税を完納している世帯に属する30歳以上75歳未満の被保険者に人間ドック助成事業を実施しております。検査内容につきましては、特定健診とがん検診をセットにした日帰りがんドックと1泊2日がんドック、特定健診と脳ドックをセットにした日帰り脳ドック、特定健診、がん検診、脳ドックをセットにした1泊2日がん・脳ドックの全部で4つのコースがあります。また、費用につきましては、全てのコースで検査費用の8割相当の助成を行っております。

今後も国民健康保険に加入している世帯の方の病気の早期発見、早期治療につながるよう事業の推進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） いろいろと説明していただきましたが、毎年このことに関して、皆さん人生100年の時代に届くようにという思いでやっておるわけでございますが、今年度はコロナの関係でいろいろと難しい問題があったと思うんですけれども、コロナがやがて県でも18日間コロナの人が発生しないということで、国でも少しずつ落ち着いておるわけでございますので、できるだけ検診を受けて人生100年を目指して頑張ってくださいと思いますので、いろいろと経費はかかりますけれども、町民の幸せのためによりしくお願いいたします。

次に移ります。

先ほど土本議員も南議員も農業に関するいろいろご質問がありました。確かに今は農家は大変なときだと思います。それで、最近、農地中間管理機構が新しくなったわけで

ございますが、その変わった点をお聞かせ願いたいと思います。

また、米価が下落するわけでございますが、それもできるだけ回復したらよろしくお願いたします。

それでは、農地中間管理機構の新たな改正をお伺いします。

米価下落ということは、先ほど4市6町が世界農業遺産に選定されて、稲作並びに野菜などの制限がございます。それで、農協でも稲作に関してはいろいろと規制を申しておりますが、令和3年度の営農手引であります。これに関して、農薬やら肥料やら除草剤やらいろいろと制限されております。米を作る人が製作履歴を出さないとなかなか出荷を許可しません。水稻栽培履歴はいろいろと制限があります。このことに関しては、農家が大変手間暇かかっております。

それで、米価下落に対して、ある市町村では助成金並びに今後検討するという答弁を受けておりますけれども、当町はどのような考えを持っておるか。また、先ほど南さんも土本さんも言われたように、農家は本当に大変です。石油の高騰やら肥料のアップやら、機械の購入も2割アップという話も聞いておりますので、その点、米農家に何か支援策が施されないか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 農地中間管理機構についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の農地中間管理事業の改正点についてお答えします。

議員も御存じと思いますが、農地中間管理事業は、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積、集約化を進めるために、平成26年7月に公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が農地中間管理機構として指定され、貸付け希望者と借受け希望者との中間的受皿として行う事業であります。町内各地区でも事業に取り組んでいただ

き、不作付地の解消や、まとまりのある農地での効率のよい営農を進めているところでもあります。

改正内容につきましては担当課長より答弁させます。

次に、2点目の米価下落に苦しむ米農家への支援策など立案してはどうかにつきましては、さきの土本議員への答弁と重複しますが、JA等関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長（作間七郎議員） 甘田農林課長

〔甘田悟司農林課長登壇〕

○甘田悟司農林課長 農地中間管理事業の改正内容についてお答えをいたします。

農地中間管理機構の施行から、農地の集積、集約化を今まで以上に進めるため、一部、事業の見直しがされました。見直しがされた点として大きく分けて2点ございます。

まず1点目は、人・農地プランの実質化の推進であります。人・農地プランは、地域で話し合い、5年、10年後の農地について話し合っただき、担い手等を定め、農地の集積を図っていく地域の未来設計図であります。

改正により、地域を支える農業者や関連組織が一体となって、農業者の年齢別の就農や後継者の確保の状況を見える化することあります。具体的には、地区の課題を把握し、地図の色分けにより年齢別や集積状況などにより、さらに地域で議論を重ねていただき、より具体化をしていくものであります。町では、今年度より各地区での話し合いを進めていただき、さらなる実質化を進める予定としております。

2点目は、農地中間管理機構を使いやすくするための改正であります。

内容といたしまして、手続の簡素化、支援体制の一本化、支援措置の要件見直しであります。まず、手続の簡素化により、申請から貸出しまでの期間が短縮され、町の集積計画

のみで権利設定ができるようになりました。次に支援体制の一本化では、JAや町が権利設定の原案作成をできるようになりました。支援措置の要件見直しは、施設整備事業や集積協力金などの取組に関する支援において要件の変更がございました。

いずれにいたしましても、本事業への取組に対しては農林課へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（作間七郎議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 先ほど言った米価の下落による米農家を支援できないかという質問をしましたが、町長の答弁を求めています。

○議長（作間七郎議員） さっき町長は答弁した。JAと相談してと。

もう一度言ってもらいますか。

○11番（坂井幸雄議員） もう一度お願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 米価下落に苦しむ米農家への支援策などを立案してはどうかということですね。

米価下落に苦しむ米農家の支援策などを立案してはどうかにつきましては、さきの土本議員の答弁に重複しますが、JA、関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長（作間七郎議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） ここへ来て早くやっていたかかないと、次の年度はより以上苦しくなってしまう。それでリタイアする農家もありますので、できるだけ早く検討していただきたいと思っております。

昨年は60キロ当たり300円、今年は60キロ当たり2,300円の下落でございます。2,300円も下落すると大変農家も苦しいわけでございます。そして、農薬やら除草剤やら肥料やら指定された品物でなかったら、履歴には書か

なければいけないので、それに合わせて難しい農薬や肥料や高いのを使っておりますので、それに合わせてもより苦しい状態でありますので、今後も石油並びに農薬や上がるような気配でありますので、ぜひとも早く支援できたら支援していただきたいという思いで質問しましたので、よろしく検討していただきたいと思います。

次に、お願いします。

コロナワクチンの件でございますが、国や県やら5歳から12歳までのワクチンの接種についていろいろと討論しております。ある学者においては、大人のワクチンの3分の1で3か月一応は効果があるということで、3か月後に2回目を接種すれば効果があるというわけでございますが、何分、小さい子供ですので、小児科の先生が接種しなければならないようなわけなんですけれども、その点、当町も3歳から11歳までの子供さんのワクチン接種をどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

それ以上に、12歳以上の方の接種もついでにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、ワクチン接種についてのご質問にお答えします。

まず、オミクロン株の感染状況についてありますが、11月の上旬に南アフリカで初めて確認されて以降、現在、日本を含め60を超える国と地域で感染が広がっており、世界中で警戒感が強まっております。

オミクロン株に関しましては、日々様々な情報が流れておりますが、その特徴や感染力、重症度合やワクチンの効果などについては、まだ十分に分かっていない状況であります。町としましては、これまでと同様に、感染防止のため、3密の回避、会話時のマスクの着用、手洗い、小まめな換気などを徹底するよう町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

次に、5歳から11歳の小児に対する新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてお答えします。

5歳から11歳の小児用のワクチンについては、今日現在で薬事申請中ではありますが、11月16日付の国からの通知では、小児用ワクチンが薬事承認された場合は、早ければ来年2月頃から接種が可能となることから、小児への接種体制を確保するよう指示があり、広域連携をしている七尾市とともに、小児科のある七尾市、中能登町の5つの医療機関において個別接種が実施できるよう準備を進めております。

町では、希望される町民が接種を受けることができるよう、町内医療機関をはじめ七尾市医師会のご協力もいただきながら接種体制を整備していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 町長の答弁で、住民を守るということでありましたので、状態を見ながら接種の実行をお願いしたいと思います。

これで終わります。

◎散 会

○議長（作間七郎議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時30分 散会

令和3年12月15日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	成田	惟	議員	8番	南	昭	榮	議員
2番	池島	和喜夫	議員	9番	諏訪	良一	議員	
3番	澤	良一	議員	10番	甲部	昭夫	議員	
4番	古玉	いづみ	議員	11番	坂井	幸雄	議員	
5番	土本	稔	議員	12番	作間	七郎	議員	
7番	笹川	広美	議員					

○欠席議員（1名）

6番 山本孝司 議員

○説明のため出席した者

町	長	宮下	為幸	住民窓口課長	古川	利宣	
教	育	長	袋井	貞司	学校教育課長	梅澤	博
参事兼総務課長	高	名	雅弘	生涯学習課長	岩田	正	
参事兼土木建設課長	北	野	均	健康保険課担当課長	田中	まゆみ	
企画課長	山	本	貴				

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 船 木 秀 浩                      書                      記                      神 保 悦 子  
議会事務局長補佐 土 屋 金 蔵

○議事日程（第3号）

令和3年12月15日      午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（作間七郎議員） 改めまして、おはようございます。

山本副議長は、体調不良のため今日は欠席です。

ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（作間七郎議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問については、各議員の持ち時間は60分間ありますので、守っていただくようお願いをします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言を許します。

7番 笹川広美議員

〔7番（笹川広美議員）登壇〕

○7番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

一人一人の幸福実現のための包括的性教育の推進について質問をいたします。

昨年6月、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。誰もが性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間を対策の集中強化期間として、実効性ある取組を速やかに進めてまいります。

この方針を踏まえ、全国の学校においては命の安全教育を推進するとされております。子供たちは、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考えや自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけること

を目指すとしてされております。

1点目として、当町における保育園、小学校、中学校、特別支援級での命の安全教育の取組をお聞かせください。

昨今、性に関する様々な課題が報道されております。同意のない性交を含む性暴力、緊急事態も含む避妊方法のアクセスへの壁、若い女性の望まない妊娠、乳児の死体遺棄事件、同性カップルの権利取得の試練、同性愛者のアウティング、トランスジェンダーへの差別など、このような性の社会問題に対して有効な解決策として注目されているのが包括的性教育であります。性に関する理解を包括的に深め、人権、性の多様性、ジェンダー平等についても学びます。ユネスコやWHOなどによる国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、世界における性教育のスタンダードとなっております。

いわゆる性教育と聞いて、日本で一般的に思い浮かべるような妊娠、避妊、性感染症といった内容だけではなく、人間の尊厳や他人を尊重することについて包括的に学ぶ内容となっています。また、カリキュラムにある全ての内容が人権を重視し、かつ科学を根拠にしたものであることも注目し値します。また評価研究もされており、その効果が実証されています。

日本では、性教育で扱っている内容も限定的で、子供や若者はセクシュアリティについて学校で十分に学ぶことができていません。

日本の性教育の課題の最たるものとされるのが歯止め規定です。2021年現在の学習指導要領を見ると、小学校5年生の理科で、受精に至る過程は取り扱わない、中学校1年生の保健体育科で、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から受精、妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないと書かれています。このような取組で、子供たちは自分の身を守るすべを身につけることができるのでしょうか。

また、たとえ避妊方法について学んでいても、いつ妊娠するか、中絶するかを選択するなど、自分の体のことを自分で決めることができる権利、性と生殖に関する権利については、知る機会を与えられていません。

秋田県では、性に関する科学的な知識と正しい判断力を身につけ、自己決定できる児童生徒を育成することを目的として、包括的性教育の理念に即した教育が行われています。その取組は、産婦人科医などが中学、高校などに直接出向いて性教育講座を行っており、小学校から高校へとスムーズに性教育が連携できるように、性に関する指導者研修会を毎年行い、教育者にも積極的な啓発が行われています。

また、ステップアップ「性に関する指導」という取組を推進し、年間計画書を立て、性に関する指導が保健領域だけでなく、その他の道徳や社会科などの教科、学校行事、学級活動などにおいても横断的になされています。

また、医師や教育者などによる性に関する指導推進のための委員会が設置されており、毎年1年間の事業成果や課題を協議した上で、次年度の方向性を決定し、積極的に性教育の課題改善に取り組んでいます。さらに、産婦人科医の性に関する相談窓口が置かれています。

15歳から24歳のユースと呼ばれる世代を対象として、国際NGO団体が行った性教育に対する調査報告では、秋田県やその影響を受けた東北地方のユースは、他の地方と比べて性教育に対してはポジティブな意見を持っていること。また、現役で性教育を受けている中高生と比べると、大学生や社会人、性教育を終えた世代のほうが小学生以前や小学校からなどより早期からの性教育を望んでいることが分かりました。これは自身の経験として、現行の性教育の開始時期では不十分であったと感じていると推察されています。

そこで2点目として、包括的性教育に対する袋井教育長のご見解をお聞かせください。

また3点目として、日本の性教育の課題を宮下町長はどのように捉えておられるでしょうか。ご見解をお聞きいたします。

さらに4点目として、若者や子育て世代を中心として広く町民の皆さんが包括的性教育への理解を深める学びの場が必要だと考えます。町として学びの場を提供することはできないでしょうか。

5点目は、性と生殖に関する健康と権利の普及啓発を図るべきではないでしょうか。日本の性教育がこのまま変わることがなければ、日本のリプロダクティブ・ヘルス/ライツは世界最低レベルとなってしまうかもしれないと危惧されております。リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、日本では性と生殖に関する健康と権利と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、1、女性自らが妊孕性を調整できること。2、全ての女性において安全な妊娠と出産が享受できること。3、全ての新生児が健全な小児期を享受できること。4、性感染症のおそれなしに性的関係が持てること。このような4つの基本概念が提唱されました。性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して権利として捉えようという概念です。

今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。「私のからだは私のもの」「産む・産まないは女性の自己決定」という言葉は、当事者である女性自らが自己決定することを表しています。この権利の獲得は、安心して産める社会、産みたい社会をつくるためのものです。

妊娠するのは女性であり、男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期には月経があり、その後は毎月の月経についてのトラ

ブル、胎児を育てる子宮には子宮内膜症、子宮筋腫、子宮がんの発生、乳がんの問題などが出てきます。思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

今年10月、イギリスでは、世界に先駆けて女性の更年期を国が抱える大きな社会問題と捉え、力強い支援策が打ち出されました。一人の女性の声から多くの女性が賛同し、生まれた政策です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、不妊、人工授精、代理出産、性感染症、HIV、エイズ、性暴力、買売春、中絶、中絶による刑法の墮胎罪など、様々な問題を幅広く含んでいます。男女が性の知識を正しく得ることが大切であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から性教育を推進していく必要があります。

日本人女性の中絶経験者率は10.4%と言われています。それぞれに深刻な事情があり、中絶によるトラウマを生じさせないためにもリプロダクティブ・ライツ、性と生殖に関する権利の概念を啓発することは重要であります。WHOをはじめとする国連や国際機関は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを人が生まれながらに持つべき権利、人権だと提唱しております。

全国の多くの自治体では、男女共同参画推進計画でリプロダクティブ・ヘルス／ライツを明記し、性と生殖の健康と権利に基づいた具体的な取組、支援体制などの政策が推進されております。

中能登町では、子育て支援室を中心として保健福祉課において多岐にわたる事業が行われております。当町の男女共同参画推進計画には、生涯を通じた健康づくりの支援として3事業が計画、実施されておりますが、性と生殖の健康と権利の記載はなく、その概念に基づく取組が十分に行われているとは言えません。

まず、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性と生殖の健康と権利の概念を広く町民の皆さんに普及啓発していただき、一人一人が生まれながらに持っている当たり前の権利を享受できるよう取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

そして、今後は男女共同参画推進計画にも明記し、その概念に基づきながら見えてきた当町に必要とされる具体的な政策を計画に盛り込むべきではないでしょうか。ご見解をお聞きいたします。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、一人一人の幸福実現のための包括的性教育の推進についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の当町における保育園、小学校、中学校、特別支援学級での命の安全教育の取組を伺うについてお答えします。

命の安全教育は、性犯罪や性暴力による被害が心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、文部科学省が根絶に向けた取組を強化しております。子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、命の尊さを学び、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度を発達段階に応じて身につけることを目指すものであります。

保育園では、日々の保育業務の中で、園児たちへの声かけと配慮は行っていると聞いております。なお、保育園における取組の詳細につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

そして、小中学校における取組の詳細について、また、2点目の包括的性教育に対する教育長の見解、4点目の包括的性教育、5点目の性と生殖の健康と権利については、後ほど教育長より答弁させます。

次に、3点目の日本の性教育の課題をどのようにして捉えているのか町長の見解を問う

についてお答えいたします。

寝た子を起こすような風潮がある日本の性教育であります。今や子供たちはインターネットであらゆる情報にアクセスすることができます。性に関する情報が多く入ってくる一方で、性に関する正しい知識を身につけているとは言えない現状ではないかと考えていますので、人と人とお互いを尊重し合える関係を築き、性を前向きに捉えた生き方ができる社会となることが課題だと捉えております。

**○議長（作間七郎議員）** 田中健康保険課担当課長

〔田中まゆみ健康保険課担当課長登壇〕

**○田中まゆみ健康保険課担当課長** それでは、保育園での命の安全教育の取組についてお答えいたします。

保育園では、日頃から、自分を守り、お互いを思いやる心が身につくよう、自分の体は自分だけの大切なもの、また、同じように友達の体も大切なものということを園児に声かけを行っているところであります。例えば、プールの着替えの際には、水着で隠れる部分は友達に見せたり触れさせたりしない、友達の大切なところも見たりさわったりしないなど、園児の理解が得られるような声かけを行っております。

今後は、より園児の理解が進むような方法、例えば、幼児向けの教材の活用ができないかなど検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（作間七郎議員）** 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

**○袋井貞司教育長** それでは、小中学校、特別支援学級での命の安全教育の取組についてお答えします。

各小中学校では、学習指導要領に基づき保健の授業を行っております。小学校では、自分の体の成長、育ちゆく体や思春期に表れる変化などについて学んでおります。中学校で

は、異性の尊重と性情報への対処として、思春期の心の変化や性への関心に対する向き合い方について学んでいます。また、特別支援学級におきましても個々の状況に応じて学習できるよう配慮しています。

今後も教職員の意見も取り入れながら命の安全教育に取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の包括的性教育に対する教育長の見解を伺うについてお答えをします。

性教育は、単に性に関する知識の教育としてだけではなく、心と体の健康や成長、人間関係や人権、価値観などの広い概念であると捉え、子供の成長に合わせ、幼少期から継続的に行っていく教育であると考えております。

次に、4点目の若者や子育て世代を中心に、町民が包括的性教育への理解を深める学びの場を提供できないかについてお答えします。

現在、町民が包括的性教育を学ぶ場はありませんが、自分の体を守るために必要な知識として、生殖の知識にとどまらず、人間関係や人権教育など、より幅広い視点で性を捉えた包括的性教育について学びの場を検討していきたいと考えています。

最後に、5点目の性と生殖の健康と権利の啓発を図るべきではないかについてお答えします。

中学校では、人権教育に取り組む中において性の多様性やLGBTQなど様々な視点から学びを深めております。今後も男女が互いの性の違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことなど、男女共同参画社会の形成に当たり、性と生き方について自分の人生を自分で選択できるよう啓発を図ってまいりますので、ご理解をお願いします。

**○議長（作間七郎議員）** 笹川議員

**○7番（笹川広美議員）** 今ほど4番目の町

民に対する学びの場、また5点目の性と生殖に関する健康と権利の普及啓発ですが、袋井教育長がお答えいただけましたけれども、この点に関しましては教育長のお立場というよりも学びの場ということで、町民に広くということなので、子育て支援室等、保健等に関わる部署のほうで進めていただくとか、男女共同の担当の部署で行っていただくということを私、求めた質問でありますので、そちらの担当のほうからお答えもいただきたいなと思います。

また、性と生殖に関する健康と権利に関しましても、男女共同参画に関する取組かなと私も申しましたけれども、しっかり取り組んでいらっしゃる自治体のほうは、ホームページでしっかりこういう性と生殖に関する健康と権利を御存じですかという呼びかけもホームページに載せたりしながら、皆さんがすぐ情報が得られるような形で啓発を図っているということもされておりますので、そういった点も踏まえて、当町における周知啓発も図っていただきたいという思いがございます。

担当課のほうでご答弁いただければと思います。

○議長（作間七郎議員） 山本企画課長

〔山本 貴企画課長登壇〕

○山本 貴企画課長 それでは、性と生殖の健康と権利を男女共同参画行動計画に明記し啓発を図るべきではないかという趣旨のご質問に対してお答えをいたします。

笹川議員のご指摘のとおり、当町の第3期男女共同参画行動計画には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性と生殖の健康と権利という表現はありません。確かに大切な概念でありますので、明記できればよいと思いますが、行動計画は10年間の計画期間の中間の令和7年に計画の見直しを実施し改定することになっておりますので、検討したいと思えます。

また、すぐには明記できなくても、行動

計画の具体的な取組の中で意識啓発の方法として、学校では現計画の家庭や学校教育の場での男女平等の項目の性教育の推進の内容に、性に関して自らが考え判断する能力を身につけられるように性教育を推進しますという記載がありますので、この取組の中で膨らませて意識啓発を図っていただければと思います。

また町民向けには、現計画の家庭における男女共同参画の意識醸成の項目の性別による役割分担の不平等や差別を生む固定観念や先入観のイメージを払拭することに努めますという記載がありますが、特に女性は生まなければならない性であるという固定観念や先入観を払拭し、いつ産むか生まないか等、性と生殖の問題は自らが決めるという観点からも、この取組の中で膨らませて意識啓発を図りたいと思います。

また、男女共同参画推進員の方々とも勉強しながら、どんな方法があるのか、広報なのか等でも啓発記事を掲載するなど方法を考えていきたいと思えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 田中健康保険課担当課長

○田中まゆみ健康保険課担当課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援室を利用する保護者や保育園を利用する保護者に向けて啓発できるよう検討を進めていきたいと思っております。関係課と協力しながら横断的に、また進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 笹川議員

○7番（笹川広美議員） よろしくお答えをいたします。前向きに各課で取り組んでいただけるということで、また横断的にも連携をして取り組んでいただけるということで、よろしくお答えをしたいと思います。

先日、七尾市内で、のとルネ100人女子会

というイベントに参加をさせていただきました。今回、現役の女子高校生から幅広い世代の女性の皆さんの性教育に対する思いを直接伺う機会をいただくことができました。女子高校生からは、彼氏のいる友人たちが避妊や性感染の対応などちゃんと理解してお付き合いできているのかを懸念する声がありました。また、知的障害の息子さんをお持ちのお母さんでありましたが、息子さんのストレートな性への関心に戸惑っていらっしゃるという声もありました。また、教育現場の先生からも、友人教師が性的同意の大切さを世界中に広まった紅茶と同意の話で分かりやすく生徒に伝え、子供を守る性教育に取り組んでおられるという声も伺うことができました。

性、セクシュアリティへの無理解は、多くの人を苦しませ、社会での生きづらさをもたらしています。そして、ジェンダー不平等はなかなか解消されません。必要とされる性教育がこの中能登町でも的確に実施され、一人一人の幸福が実現されることを強く求めます。

次に、マイナンバーカードの普及促進について質問をいたします。

これからのデジタル社会に向けた基盤となるマイナンバーカードの普及が急がれます。カード申請に煩わしさを感じている方、そのうち申請すればいいかとちゅうちょされている方もまだまだおられます。そうした方々を申請へと後押しする対策が必要であります。

中能登町では、休日に町内商業施設やイベント会場での出張窓口の開設など、担当課職員を中心に町民の申請サポートを行っていただいております。ありがとうございます。しかし、まだまだ厳しい申請状況ではないでしょうか。

国は、昨年からカード取得者に最大5,000円分のマイナポイントを付与し、普及を促しております。また、新マイナポイントとして、カードを健康保険証としての利用登録す

ることで7,500円分の付与、さらに給付金などの受取口座の登録でも7,500円分の付与が予定されております。カード取得により最大2万円分ものポイントがお一人お一人に付与される制度です。

最近、ポイント、ポイントと聞くけれどもよく分からない。携帯のない自分には関係のない話と思われている方もおられます。また、新制度は既に健康保険証の利用登録をしている人は対象にならない。銀行口座に登録すると所得情報も抜き取られるなどの誤解や懸念の声も上がっています。

皆さんに制度をしっかりとご理解いただき、2万円の給付を受け取れるように、カード申請、ポイント手続のバックアップが必要です。そしてマイナンバーカードの必要性、利便性を町民が納得され、実感し、さらにそれを高める取組は必須であります。

今後、オンラインで児童手当の認定請求や妊娠届など、子育てや介護をはじめとした多くの行政手続の検索、電子申請がワンストップで可能となります。災害時の現金給付などの迅速化も図られます。

マイナンバーカードの普及促進に向けて、1点目として、当町の普及に向けた取組と現在の交付率をお聞きいたします。

2点目として、マイナポイント制度の周知が町民に対して十分に図られているのでしょうか。また、町独自の特典給付の考えはあるのでしょうか。お聞きいたします。

3点目は、カード利用によるメリットは具体的に高められているのでしょうか。当町では、住民票などのコンビニ交付が行われておりますが、さらに手数料の軽減などは図れないのでしょうか。お聞きいたします。

デジタル障害者手帳、ミライロIDの活用が注目されております。無料アプリ、ミライロIDは、現在、全国3,000社を超える事業者が確認書類として採用しており、自治体での活用も広がっております。個人情報を見ら

れる手帳所有者の心理的負担や手帳を確認する側の手間を軽減することが期待されており、飲食店などで使えるクーポンの提供や障害種別に応じた生活に役立つ情報の配信なども行われております。ミライロIDを導入した各自治体では、公共施設、公共交通などでの活用が図られております。

4点目として、障害者手帳利用者へのデジタル障害者手帳の活用を図れないでしょうか、お聞きいたします。

以上、マイナンバーカードの普及促進に向けて4点にわたり答弁を求めます。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 マイナンバーカードの普及促進のご質問にお答えします。

まず、1点目の当町の普及に向けた取組と交付率を伺うについてお答えします。

現在、住民窓口課において、平日の役場開庁時間にマイナンバーカードの手続をすることができない方を対象に、毎月第2、第4火曜日の午後5時15分から午後7時、第2土曜日、第4日曜日の午前9時から正午まで、マイナンバーカードの申請及び交付業務の窓口を開設しております。

また、無料の写真撮影とカードの申請手続を職員が代わって行う申請サポートに加え、申請者が何度も来庁される負担を減らすために、カードの受け取りを簡易書留での郵送も行っております。

さらに、10月から天平の里など町内3つの温浴施設や高齢者生きがいセンターなど高齢者の交流の場、ラピア鹿島や平和堂などで出張申請窓口を開設し、およそ300件のカードの申請を受付しました。

このような取組を行ったことで、11月30日現在での交付枚数は6,641枚、交付率は37.7%となっております。

今後も町ホームページや広報なかのと、音声告知端末などで普及のPRを進め、交付促進に努めたいと考えておりますので、ご理解

をお願いいたします。

次に、2点目のマイナポイント制度の周知は十分図られているか。また、町独自の特典給付の考えはあるのかにつきましては、町ではこれまでに広報なかのとや町ホームページの掲載、また、今年2月には商業施設での出張支援実施による周知を図ってきました。

現在、国ではマイナポイント事業の第2弾を計画しており、詳細な情報はまだ届いていませんが、健康保険証としての利用登録や公金受取口座の登録を行った方へポイントを付与すると聞いております。

町独自の特典給付については、まずはこの第2弾の動向を注視していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

また、第2弾が実施された際には、これまでどおり庁舎での支援ブース開設はもちろん、住民の皆さんが出向きやすい商業施設等での出張支援を実施し、マイナンバーカードの普及促進を図っていきたいと考えております。

この後、3点目と4点目につきましては担当課長より答弁をさせます。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、役場のシステムの管理を担当する課としての立場で、まずは3点目のカード利用によるメリットは具体的に高められているのかについてお答えをいたします。

マイナンバーカードは、顔写真付の身分証明書や確定申告の手続、コンビニなどの証明書発行機での戸籍や住民票、印鑑登録証明書の発行に利用されております。運転免許証を持たない方にとって公的な顔写真付の身分証明書となることや、役場の窓口が開いていない時間でも住民票などが発行できるというメリットがあります。

今年10月からは健康保険証としての利用も

本格的に運用され、顔認証による受付の自動化、診療や薬の処方などの情報確認、限度額以上の一時支払手続が不要となるなど、様々な手続におきまして利便性が向上されております。今後は行政のオンライン化が加速し、マイナンバーカードを利用した申請などが増える予定となっております。

現在は、コンビニエンスストアなどでの証明書の発行手数料が窓口交付と同額であります。マイナンバーカードの普及や窓口の混雑緩和となるよう手数料の引下げも検討していきたいと考えております。

当町におきましても、町民にとって便利なものとなるよう様々な分野で利便性の向上やオンライン手続を導入し、マイナンバーカードの普及の一助となるよう推進をしていきます。

次に、障害者手帳利用者へのデジタル障害者手帳の活用を図れないかについてお答えをいたします。

障害者手帳は、医療費の負担軽減や公共交通機関の運賃割引など様々な支援を受けることができますが、利用する際には毎回、手帳を提示しなければならないなど、不便な点もあります。

デジタル障害者手帳は、株式会社ミライロがスマートフォン用アプリとして提供しているミライロIDというもので、障害者手帳をお持ちの方であれば誰でも無料でご利用いただけるものです。障害者手帳などの情報を登録することで、アプリに表示される情報により鉄道やバスなどの交通事業者、遊園地や博物館などのレジャー施設、そのほかにもこのアプリの協力事業者が運営するサービスに対応した様々な支援を受けることができます。

また、自治体でも協力事業者となっているところもあり、県内では小松市や加賀市が体育施設や資料館などの入館料減免などのサービスを行っております。

最近では、マイナンバーカードを利用した

行政手続やお知らせが確認できるマイナポータルとも連携できるようになり、今後さらに利便性が向上する可能性が考えられます。

アプリ自体は町として導入するものではありませんが、今後は障害者手帳などをお持ちの方にアプリの紹介をしていければと考えております。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 笹川議員

○7番（笹川広美議員） 再質問をいたします。

まず1点目のカードの交付率37.7%というお話でありましたけれども、この交付率ですが、世代ごとの状況というのがもし分かればお聞かせ願いたいと思います。

また、若い世代へのカードの普及というこういった取組も必要かと感じております。例えば、高校に出張申請窓口を開設する自治体もあるようですが、当町ではどのような対応を考えておられるのかお聞かせください。

また、障害のある方へのカード取得の配慮、こういったことも図られているのかお聞かせください。

全国トップクラスのカード交付率を誇るという宮崎県都城市は、カード取得を希望する方の自宅などへ職員が出向いて対応を図っていると聞いております。マイナちゃんカーと名付けた専用車両を導入して、走行中にも目を引くようにオレンジの車体で、PRキャラクターのマイナちゃん、また、この車でマイナンバーカードを申請できますと書かれた、そういった文字も車体に皆さんの目を引くような形で走行されている。そういった車両を導入されていると伺っております。2人の職員が乗車して、車内で写真撮影を行い、携帯するタブレットで申請手続をサポートします。

当市では、これまで職場や公民館、さらに銀行や商業施設、病院、またハローワークや運転免許センターでも出張申請を行ってきた

そうです。このマイナちゃんカーでの対応は、こうした取組でもサポートの手が届かず、申請を諦めていた単身の高齢者、体が不自由な市民を置き去りにしない確かな支援策となっているとのこと。

中能登町でもこのような対応は必要ないでしょうか。

そして、4点目のデジタル障害者手帳マイロIDでありますけれども、当町では導入、使えるような施設等も機関もないということでありましたけれども、バリアフリーツアーという精力的に中能登町は取り組んでいただいております。ぜひ民間や諸団体などとも連携を図って、中能登町での活用も広がるよう力を注いでいただきたいと思います、この点に関しても答弁を求めたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○議長（作間七郎議員） 古川住民窓口課長  
〔古川利宣住民窓口課長登壇〕

○古川利宣住民窓口課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

交付率の世代ごとの把握はしていないかという質問だったと思いますけれども、現在のところ、私のところでは世代ごとの把握はしておりません。

次に、高校への出張申請でございますけれども、町内の生徒ばかりでなくて町外の方もおりますので、比較的効率がよくないのではないかなということを考えておりますので、今のところは考えておりません。

その次、3点目ですけれども、車か何かの出張ですけれども、これにつきまして、私初めて認識しましたので、またこういうことについては検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、再質問のお答えをいたします。

まず、デジタル障害者手帳の代わりとなるマイロIDの取得の推進につきましては、現在中能登町のほうではデジタル推進員という方がおいでますので、その方とまずは一旦情報を共有させていただきたいなと思っております。情報を共有しながら、どういった方策で進めるべきかということを進進員の方と話をしよう指示をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障害をお持ちの方の普及促進も進めるべきじゃないか、そういったお話であります。

先ほど答弁しました住民窓口課ともその辺はしっかりとお話をしながら、担当課とも連携を取りながら、どういうふうに進めていくべきかということはまだまだこれからの課題なのかなというふうに思っております。いずれにしろ、しっかりとこれは推進していかなければならないものだというふうに認識もしておりますし、町としてもしっかりと交付率を高めていかななくてはなりません。

ということで、この辺はもう一度庁内でしっかりと連絡を取りながら総合的に進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 笹川議員

○7番（笹川広美議員） これからまた情報収集して取り組んでいただけるということですが、マイナンバーカードを取りたいけれども取れる状況にないという方も多分おられるかと思えます。しっかりそうした方にもバックアップできるよう取り組んでいただきたいと思えます。

マイナンバーカード、住民サービスの向上、行政の効率化に資するデジタル時代に不可欠のインフラであります。どうかカード普及に総力を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（作間七郎議員） ここで11時5分ま

で休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（作間七郎議員） 休憩前に引き続き  
会議を再開いたします。

次に、1番 成田 惟議員

〔1番（成田 惟議員）登壇〕

○1番（成田 惟議員） 通告のとおり質問  
します。

まず、町民、地域、自治体間の連携の取れた  
防災対策についてです。

ここ数年にわたり、大雨、大雪、猛暑など  
これまでの記録を更新するような異常気象が  
報告されています。今年においても7月、8  
月の集中豪雨では土石流災害や河川の氾濫な  
どで深刻な被害が出たことは記憶に新しいと  
ころです。この異常気象の頻度がここ数年あ  
まりにも高く、異常気象は我々にとってニュー  
ノーマルになる。つまり、決して異常では  
なく常態的に起こり得るとも言われていま  
す。

この世界的な気候変動のリスクは、住む地  
域に関わらず我々世代全ての問題でありま  
す。当町におかれましても、気候変動による  
リスク、災害に備えるため、防災、減災の重  
要性は既に認識されていることと思われま  
す。だからこそ、さらなる対策の強化に向  
け、町民、地域、自治体間の連携を進めて  
いただきたいと思います。

まずは自治体間の連携についてです。

災害は当然ながら自治体ごとに起こるもの  
ではありません。しかし、ほとんどの自治体  
の防災マップ、ハザードマップは、市や町の  
境界線までで作成されております。防災マッ  
プ、ハザードマップの目的である災害への備  
えに向けた情報を提供するという観点で考え  
ると、避難場所や被害予測図が市や町の境界  
線で切られてしまうのは、ふさわしくないよ  
うに思います。

なぜなら、市や町の境界線でマップが切れ  
ているということは、そこで情報が切れてい  
るということだからです。隣接する市町と連  
携し、情報の切れ目のない防災マップ、ハザ  
ードマップの作成が必要であると考えます。  
また、マップの作成をきっかけとし、自治体  
間の連携が綿密になることで、災害時の情報  
共有などがよりスムーズになることも考えら  
れます。

次に、町民、地域との連携についてです。

防災マップ、ハザードマップは、災害に備  
えるため避難場所や被害予測などの情報を記  
載したものであり、当然ながら地域の実情に  
まで配慮して作成されたものではありません。  
地域の実情とは、例えば、建物、塀、河  
川などで土砂の到達が予測よりも早く、早め  
の避難が必要であるとか、避難のために支援  
を要する人がどれだけいるのか、また、どの  
タイミングで誰が支援をするのかなどがある  
かと思います。

災害時、その地区に合わせた的確な避難行  
動を取ることができるよう、各地区において  
地区防災計画の作成が必要であります。それ  
には各地区の防災士の力が重要になってくる  
かと思います。当町においては、令和3年3  
月末時点で190名の防災士がおられます。こ  
れは人口に対する割合で見ますと県内で8番  
目に当たります。防災士における女性の割合  
は35%を超え、これは県内1位であります。  
女性の割合が多いことは大変頼もしいことで  
あります。災害時、多様な支援が必要となる  
中、女性防災士の力は大きなものになると思  
います。

今年度も新たに資格を取得した方々がおら  
れ、年々防災士の数が増えております。こう  
いった状況を鑑みますと、これまでの防災士  
の数を増やすという段階から、数を増やすと  
同時に、どう活躍してもらおうのかを考えてい  
く段階に入ったのではないのでしょうか。防災  
士一人一人がしっかりとその役割を担えるよ

う準備が必要です。そのためにも町が各地区の防災士と連携し、必要な支援を行いながら地区防災計画の作成を進めていくことが重要ではないでしょうか。

そこで質問です。

1点目、隣接する市町の最も近い避難場所まで確認できる防災マップ、ハザードマップの作成が必要であるとするが、所見を伺います。

2点目、地域の実情に合わせた地区防災計画を作成するため防災士の活用が重要であるとするが、そのための支援策を伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 それでは、町民、地域、自治体間の連携の取れた防災対策のご質問にお答えします。

まず、1点目の隣接する市町の避難場所まで確認できるハザードマップの作成が必要であるとするが所見を聞くについてお答えします。

町には、指定避難場所が20か所、指定緊急避難場所が9か所あります。災害の種別により、必要に応じて町が開設し、その際には音声告知端末等で町民に周知をいたします。

現在では、隣接する市町の避難所をハザードマップに記載しても、その避難所が開設しているかどうかは不透明な状況であります。一般的には、住民が避難する場所は住民サービスを受けている市町が基本であります。議員が言われることは大規模、広域避難に関することであると思います。

災害基本法には、災害発生時に一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手續について規定があります。全国の事例では、ある県で内閣府が公表した被害想定が大規模浸水の場合、最悪1万人を超える人的被害があるとされる地域で、2市2町が災害時の相互応援協定を締結し、災害時の協力体制を確立しました。

このような事例を踏まえ、中能登町周辺の市町との協定締結後であれば、ハザードマップに隣接する市町の避難所の情報を掲載することは可能であると考えられます。災害規模の大小を問わず、被害が想定される以上は、町民の安全を考える必要があります。

このことにつきましては、今後の研究課題とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の地域の実情に合わせた防災計画を立てるため、より一層の防災士の活用が必要であるとする。支援策を聞くについてお答えします。

近年において豪雨など頻発化、激甚化する災害に対応し、住民等が自助、共助の意識を高め、災害時に適切な避難を行うなど、自らの命は自ら守る行動を促すには、地区防災計画の作成が必要であり、地域の防災力を高める手法として重要性が高まっていると考えております。

この計画は、地域住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地域コミュニティが主体となります。作成に当たっては、区長をはじめとする自主防災組織、民生委員や福祉事業者等の福祉関係者、防災教育を行っている小中学校等、地域の様々な分野の関係者が連携し、さらには防災士の知識、経験についても計画に盛り込み作成することが重要だと考えております。

国においては、地区防災計画作成モデル創出事業を行っているほか、町としましても、アドバイザーの派遣支援、ハザードマップ等の情報提供など支援したいと考えております。今後、地区防災計画を作成する予定をしている地区等がございましたら、総務課までご相談をいただくようお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 成田議員

○1番（成田 惟議員） 自治体間の連携については、想定される被害規模等も関係してくるということで、なかなか難しい部分があ

るのかもしれませんが、命というのは多い少ない、大きい小さいはないと思います。地区防災計画、これを進めていくことで、必要とする地区は、その支援を受けてより隣の市町にまたがるような地区防災計画を立てるなど、そういったこともできるかと思えます。

今ほど、地区防災計画の作成については、アドバイザーの派遣等で後押しをする準備があるという回答だったかと思えます。私の知る限りでも、活動が活発な地域ですとか地区防災計画をこれから作成してみたい、どうやってやるかまだ分からない部分もあるけれども必要性を感じている地区というのが幾つか聞いております。また、町と力を合わせてそういった先行した事例が出れば、ほかの地区にも広がっていくのではないかと思います。

この質問の最後に、連携の事例として、ある市では、中学校に防災部というものを設置して、月1回、2回で避難時における要支援者の確認や地区防災計画の作成のお手伝いなどを行っているということでした。これは、高齢世帯への定期的な安否確認や地域との交流にも役立っているとのことでした。参考にできる部分があるかもしれません。

町を守るため、町民を守るため、町民、地域、自治体間の連携の取れた防災対策をぜひ進めていただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

生徒、児童の学び方、先生の働き方が生まれ変わる教育DXの実現についてです。

GIGAスクール構想により、全国の小中学校に1人1台端末の配備とネットワーク環境の整備がなされました。その活用については、自治体ごと、学校ごと、また先生ごとに差が出始め、このままではデジタル活用、デジタル端末活用の格差が広がりがねない状況となっております。

このGIGAスクール構想には、国家予算で4,600億円が投じられ、全国の自治体の負担を考えると、その倍ほどの税金が投じられ

ているのではないのでしょうか。この金額からも1人1台端末で教育を変えるということが国家的プロジェクトであることが分かります。国の本気度が分かります。

では、ここまでして国がGIGAスクール構想を実現した、その目的は何でしょうか。何のために教育現場に1人1台の端末が必要だったのか。それは、新型コロナウイルスへの対応ではありません。コロナへの対応として計画の前倒しはされましたが、それが目的であったわけではありません。

では何か。それはICT教育を推し進めることです。ICT教育とは、端末やネットワークが整備された環境の中で、エデュケーションテクノロジー、EdTechを活用した教育のことです。

テクノロジーを用いることで、これまでになかった教育が実現できます。例えば、AIドリルを活用し一人一人に合わせた課題が出されたり、英語の授業で外国人とオンラインでつながり、インタビューをし、教室内の会議システムで集計、共有するというような、そういった新しい学びの形です。こういったEdTechの活用のためにGIGAスクールがあったのです。

では、なぜICT教育がこれから必要なのか。それは教育DXの実現のためです。DXとはデジタルトランスフォーメーションであります。教育DXとは、整備したICT環境を最大限活用し、学校をデジタルの力でトランスフォーメーションさせる。つまり生徒、児童の学び、先生の働き方が生まれ変わるということです。

では、なぜ教育DXの実現が必要なのか。それは社会に求められる人材が変わったからです。10年、20年先の未来に向けて、こういった人材が求められているのか。子供たちにどう育ててほしいのか。それは学習指導要領を見ると分かります。

移行期間を経て順次スタートしています今

回の新学習指導要領では、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、主体的、対話的で深い学びを実現し、社会の変化に対応できる生きる力を備えた子供たちを育むとあります。しかし、構造が変わらなければこれらは絵に描いた餅になりかねません。

今ほど申した個別最適な学び。学校現場は人が足りません。どうやって実現するのでしょうか。主体的、対話的で深い学び。時間がありません。先生方の時間がありません。どうやって実現するのでしょうか。できないと思います。今のこのままの構造では、この新しい学習指導要領が実現できないんです。

だからこそ、EdTechの活用による教育DXが必要なんです。

学習指導要領の中でも、実現に向けてはICTを最大限活用するとあります。EdTechの活用により、個別最適化された学びを実現し、やるべきことを主体的に学ぶことで、従来の学習に要していた時間を短縮することができます。そこで生まれた時間を使い、協働的、対話的、探求的な学びの時間を創出します。今までの授業に新たに負担が加わるのではなく、デジタルの力を借りて今までやってきたことの時間を短縮する。そこで生まれた時間を新たな学びの時間に充てる。そういった形になります。

もう一度まとめますと、未来に向け、生きる力を備えた子供たちを育みたい。そのために教育DXの実現が必要である。そのためにEdTechの活用が必要である。そのためのGIGAスクール構想、1人1台の端末です。

当町においては、環境が整備され、少しずつ活用もあるかと思いますが、まだまだスタートラインといったところではないでしょうか。次なるステップはEdTechの活用です。様々なソフトウェア、サービスが出ており、本格導入前に補助金を活用して試験的に導入することもできます。既に全国の2割の学校がこのEdTech導入補助金を活用していま

す。当町においても活用するメリットが大いにあると考えます。

また、EdTechの活用と併せて進めなければならないのがコミュニティスクールの整備です。なぜコミュニティスクールが重要かといいますと、コミュニティスクールは知恵と触れ合う場であり、子供たちの個性を認める場だと思うからです。新学習指導要領のテーマは、生きる力。これは知恵と言い換えられるかと思います。知恵とは何か。それは知識と経験ではないでしょうか。知識だけでは生きる力とはなりません。経験が合わさって初めて知恵となり、生きる力となるのではないのでしょうか。

また、興味がある、夢中になる、わくわくする。そういったものを認めてもらうことは子供たちを輝かせます。学校でもない、家でもない、3つ目の居場所としてコミュニティスクールは子供たちを生き生きさせてくれるのではないのでしょうか。地域の知恵が持ち寄せられ、子供たちが生き生きと学び、経験し、そして地域にその活力が還元されていく。そんなコミュニティスクールの形を期待しているところであります。

当町では、令和5年度にモデル校で学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを整備するとの考えを聞きました。もともとこの地域は学校と地域とのつながりは少なくないと思います。しかし、教育の形が大きく変わろうとしている今、その人事や取組についても新たな形を期待しており、今後の意気込みを示す重要なものであると思います。

そこで質問です。

1点目、新しい学びへの転換を実現するためEdTechの活用が必要であると考えているが、所見を伺います。これはEdTech導入補助金の活用の可能性と併せて伺います。

2点目、コミュニティスクールについて、学校運営協議会の委員の選定方法と、モデル校で考えている具体的な取組について伺いま

す。

○議長（作間七郎議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 それでは、生徒、児童の学び方、先生の働き方が生まれ変わる教育DXの実現についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の新しい学びへの転換を実現するためEdTechの活用が必要であると考えが所見を聞くについてお答えします。

議員が言われるように、EdTechを活用することにより、学校現場の業務が改善され、教員の負担が減ることは認識しております。また、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に基づく個別最適化された学びの実現のためにも、EdTechの言葉の由来でもある教育とIT技術の融合は加速化するICT教育に必要なところであります。

文部科学省でも、先日、学びの保障を確保するためのオンライン学習システムが開発されたところであります。こういったことも踏まえて、時代に対応した教育を確立するためにも、学校現場と協議しながら検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目のコミュニティスクールについて、学校運営協議会の委員の選定方法とモデル校で考えている具体的な取組を聞くにお答えします。

現在、コミュニティスクール実施に向けて、教育委員会内で打合せを持ちながら動き始めたところでありますので、学校運営協議会の委員の選定方法とモデル校で考えている具体的な取組を決定するまでには至っておりません。

しかし、今後、学校運営協議会の委員に関しては、例えば、保護者（PTA）、中能登プロジェクト推進会議の部会長、学校応援ボランティア、地域住民、コーディネーターなどが考えられ、一定の方向性を決定できる程度の人数が必要となるため、学校、特に校長

とともに行動していただける委員を選定することが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 成田議員

○1番（成田 惟議員） EdTechの活用におきましては、6月定例会でも質問させていただいた内容だったのですが、そのときより、より前向きなお答えがいただけたのかなと思っております。検討し進めていただければと思います。

既に1年弱の期間がたちまして、公立の中学校等でも教育現場は変わってきています。例えば時間割なんですけど、午前中にブロックアワーというのが2こま。ブロックアワーというのは、その子それぞれがやるべきことと先生と一緒に計画を立てて取り組むようなもの。それが90分2こまのみになっています。午後が協働的、探求的な学び、アクティブラーニングの場1こま。1こま当たり90分ほどで、午前中にブロックアワー2こま、午後探求的な学び1こま。こういうような時間割が特別な学校ではなく公立の中学校で行われるようになってきています。当然、学習指導要領にのっとって授業をする必要のある学校です。そういうところでも教育が変わり始めてきています。

これから教育長もおっしゃったとおりどんどん加速していくと思います。何も動かなければ、10年後もしくはもっと早い段階で教育が遅れているというような事態にもなりかねません。ぜひ積極的に新しい取組をしていただければと思います。

また、コミュニティスクールの委員の選定に当たりましては、ぜひ多様な人材をそろえることができるようお願いしたいと思います。

新聞記事にコミュニティスクールが載ったときに、いろんな方々から、これはどういうものなのかというような声をいただきました。地域には、自分の力が学校に、子供たち

に役に立つならどんどん活動したいと思っている方はきっとたくさんいます。コミュニティスクールをきっかけに、そういった方たちが手を挙げて、声を上げて学校と子供たちに関わっていけるような、そんな委員の多様性を担保するため、委員の選定を考えていただければと思います。

具体的な取組については、まだこれから考えていくということで、来年度、令和4年度がその準備期間となるのかなと思います。ここでしっかりとした計画を立て、令和5年度、取組を進めていくために、私としてはコミュニティスクールの推進を担当する職員、担当者が要るのではないかと思います。

そこで再質問をいたします。ICT教育とともにコミュニティスクールの整備を進め、中能登町の教育DXを実現するため、教育DX専任の担当者、人員配置、その必要があるのではないかと思います。所見を伺います。

**○議長（作間七郎議員）** 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

**○高名雅弘参事兼総務課長** それでは、人事に関することですので私のほうから答弁をさせていただきます。

令和4年度、来年度には、コミュニティスクールを推進する担当の職員、担当者の人員配置が必要ではないかということのご質問ですが、まさに今そういったことも意識をしながら、今後町長とともに人事配置を決定していきたいなと思っておりますが、ただ、あくまでも担当職員というのはそういった知識を持つのではなく、人と人をつなげる役割が一番大事なかなと思っております。ですので決して専門性を持つのではなく、専門性を持つ人と学校をつなげる、そういった役割を担えるような担当者の配置が一番望ましいかなというふうに考えております。

これについても今のお話を受けながら、今

後町長とも協議をして検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（作間七郎議員）** 成田議員

**○1番（成田 惟議員）** 今ほどの答弁がありましたとおり、私も専門性というよりは、やはりつなぐコーディネーター、ファシリテーターのような役割の方が適任ではないかと思っております。

ただ、コミュニティはコミュニティ、GIGAはGIGAというような形にならないように、ぜひ一体となって進めることができるように、また、町民からも窓口がどこなのか分かりやすいような形で進めていければいいかなと思います。

次の質問ですが、中能登中学校校舎のハトによる被害への早急な対策をについてですが、この件につきましてはさきに土本議員のほうから話がありましたので、私のほうからは質問いたしません。

ただ、一言だけ。教育民生委員会として中能登中学校を訪問したことがありました。そのときに委員全てが学校長のほうから、そういうような被害があること、大変困難であること、すぐに対応してほしいこと、そういった旨、聞いております。ぜひ早急な、的確な対応をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**○議長（作間七郎議員）** 次に、4番 古玉いづみ議員

〔4番（古玉いづみ議員）登壇〕

**○4番（古玉いづみ議員）** 今年も残すところあと2週間となりました。毎年恒例の清水寺で発表される今年の漢字は「金」だそうです。そこで、誰か質問されるかなと思いつながら最終質問者の私となったわけですが、4月より町政のかじ取り役を担われてこられた宮下町長にとっての今年の漢字は何か、お聞きしたいと思います。議長、よろしいでしょうか。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 4月に町長になりまして、10か月余りたちました。その中で私が町民の皆さん、そして職員の皆さん、議員と皆さんとしてきた中で——してきた中でというか、自分が議会人として今まで20年やったきたことを踏まえて、首長となり何をすべきか、何をやっていけばいいかということをよく考えました。そういう中で、いろんな町の職員のすばらしいスタッフもいますので、自分が自分で努力することが一番大切ではないかなということで、努力しかないという気持ちでおりました。

私の好きな田中角栄という人が、その人が中国の語来かも分かりませんが、「末ついに海となるべき山水もしばし木の葉の下くぐるなり」、要するに山水は大河に行くということを行っているんですけども、山水が木の葉の下をくぐり抜けて大海原の海に行く。それは自分の政治の中で、人生で、努力していけば大海に出られますよということをつえられた田中角栄。中国の人が言われたらしいですけども、それが好きだったものですか、努力をしていかなければならないということで、努力の「努」にしました。

よろしくお願ひします。

○議長（作間七郎議員） 古玉議員

○4番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

当事者意識を高めるシティズンシップ教育を図れ。

まず、あまり聞き慣れないシティズンシップという言葉ですが、もともとは国籍や市民権という意味です。シティズンシップ教育は、市民として必要な要素を備え、市民としての役割を果たせるようになることを目指す教育のことです。

文部科学省では、目的を以下としていま

す。単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて身に付けさせる。

このシティズンシップ教育の先駆けは、イギリスで1997年頃から全国共通カリキュラムとして当時のブレア政権が若者の投票率の低さから導入しました。

若者の投票率が1%下がると若者は約7万8,000円損をする。これは、少子・高齢化社会の経済学を専門とする東北大学大学院経済学研究科の吉田浩教授が導き出した試算です。投票率と国債の発行額、若い世代向けの社会保障支出の関係などをまとめた結果だそうです。学生たちと若者の投票率を上げるために何をしたらいいかを考える中で、選挙に行く価値や棄権する価値を金額で示せば分かりやすいのではないかとということから試算をしようと思ったそうです。

選挙権年齢が18歳に引き下げられ5年がたちましたが、10代が選挙権を得て初めて行われた平成28年の参院選では投票率46%、次の年に行われた衆議院選挙では10代の投票率は40%となっております。そしてその2年後、令和元年度に行われた参院選では32%と大幅に減少しています。

これよりも注目すべきは20代の投票率で、今言った10代の投票率よりもさらに低く、毎回全年代平均から20%近くも下がり、一番投票率の高い60代と比べると30ポイントもの差がついています。

なぜこんなにも若者と高齢者の投票率に差があるのか。島根大学の行政学を専門とする毎熊教授によると、3点の理由からだそうです。1つ目は住民票の問題。県外の大学に進学した学生の多くは実家に住民票があるため、進学先から帰省しない限り選挙に参加できません。2つ目に、若者は他の年代と比べ

て社会との接点が少ないことが挙げられます。地域の教育や福祉などの問題を自分事として捉える機会がないということです。そして3つ目に、選挙に対する抵抗感。投票に行ったことのない人は、きっかけがない限りずっと行かない傾向にあるそうです。

世界に目を向けると、投票率が90%を超えるような国が多々あります。投票が義務化された国もありますが、そうではないスウェーデンでは、日本の若者の投票率32%の年に行われた国会議員選挙で若者の投票率が実に81%でした。なぜこんなに違うのでしょうか。

スウェーデンの小学6年生の社会の教科書には、投票に行くことや、自分の意見を社会に反映させるために集会などを行うことが大切だと書かれています。そして、学校内では投票を行うことが日常的にあるそうです。例えば、学校で購入を考えている物品に対して子供たちが投票で決めるそうです。そうやって日常に投票することにより、自分が意思決定の場に関わるという教育を行っているのです。これこそがまさにシティズンシップ教育であり、日本でも大学の附属校や中高一貫教育校、文部科学省の指定校などで取り入れられ始めていますが、まだまだ一般には浸透していません。

来年、2022年3月に石川県では知事選挙が行われます。我々有権者全員が関われる一番大きな意思決定機関の長を決める4年に一度のとても重要な選挙です。そこで、この選挙に合わせて、小中学校での出前授業や模擬投票を通じシティズンシップ教育を図るべきであると考えますが、町長の所見を伺います。

質問の2点目に関しましては、私の通告書のミスで意図が誤って伝わる懸念があるため、次回に再度改めて質問したいと思います。

以上、1点でお聞かせください。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、当事者意識を高めるシティズンシップ教育を図れのご質問にお答えします。

まず、1点目の小中学校での出前授業や模擬投票を通じて主権者教育を図るべきについてお答えします。

議員からのご指摘どおり、若年層の投票については、いまだ低い水準が続いていることから、小中学校の生徒のみならず、有権者となる時期が間近である高校生を含めたこれまで投票の機会がなかった年齢層に対して、選挙制度の周知や政治参加意識の向上を目指した啓発を図ることが重要な課題であります。

このことから、例年、中能登中学校または鹿西高校において選挙出前講座並びに模擬投票を実施しており、本年度は12月2日に鹿西高校の1年生を対象として実施したところがあります。

模擬投票後のアンケートでは、7割以上の生徒が政治、選挙への理解が高まった。また、今後投票に行くと思うと回答しており、有効な啓発活動であったと認識しております。

今後も引き続き若年層の政治参加意識の醸成を図り、一人でも多くの方に選挙権を行使していただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 古玉議員

○4番（古玉いづみ議員） 今ほど高校で模擬投票を行ったばかりだという話を聞きました。高校生というのは投票に高校3年生から行ける子は行けるので、すごく身近なものになってきているのかなと思います。

ですが小学校、中学校、やはりいろんな年代で投票行為に関して小さいうちから慣れていくことがすごく重要だと思うんですが、そういったことを日常的に学校の中で取り入れていくようなことを行っているのかどうか、教育長に伺います。

○議長（作間七郎議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 古玉議員の再質問にお答えします。

学校のほうで特に政治、投票とか、そういうことに触れることというのは、社会科の時間の一部の単元で触れる程度で、小学校でも中学校でも最高学年でほんのわずか触れるだけで、そういう経験をするとか、大切さについて改めて話をするということは今までありませんでした。

ただ、議員がおっしゃるように、そういう選挙への意義、それから興味、関心を持たせる、重要性を伝えるという作業は大変大事で、教育の中でも取り入れていく必要があると思いますので、今後、前向きに検討して進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（作間七郎議員） 古玉議員

○4番（古玉いづみ議員） 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ日常的に子供たちの生活の中に投票というものがある学校生活にしていただきたいなというふうに思います。

私が今回、若者の低投票率の問題を取り上げ、シティズンシップ教育を図るべきだと考えたのは、議会広報の取材で選挙について鹿西高校の3年生にインタビューする機会があったからです。その中で、なぜ若者の投票率が低いのかという質問をしたときに、さきに述べたような問題が実際にあるということでした。親や周りの大人と行かない限り一人で投票に行くことは難しい。投票所がどこにあるのかも分からない。各党の政策の違いが分かりにくい。そして難しいなど、若者の生の言葉を聞ける本当にいい経験ではあったのですが、そこでこうした問題の解決策をその場で提示できないもどかしさを感じました。

それと同時に、若者にもっともっと当事者意識を持っていただきたいという考えが強く

なりました。社会に新しい風を吹き込めるはずの若者が政治に参加しないことで社会全体が停滞し、若者が投票しないことで若者に向けた支援政策の比重が下がる懸念があるからです。

大事なのは若者が自発的に政治に関わろうとする姿勢であり、そのために我々大人ができるのはシティズンシップ教育の推進であり、政策決定への参加を促していくことだと考えます。日々の生活において政策決定による事業が多くあり、自分たちの一票がそれを決定するということを今後も様々な場面で若い世代のみならず全ての年代が認識していけるような幅広い柔軟な教育を期待いたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

スポーツ環境整備の充実を図れ。

今年の漢字は「金」とのことですが、オリンピック・パラリンピックで多くの日本人選手の活躍やメダル獲得があったことは、このコロナ禍において希望の星となったのではないのでしょうか。

当町におきましても2年ぶりに中能登トレジャートレイルランの大会、そして石動山での前日イベントが開催されて、町長を含む多くの方が参加されました。私も参加し、10キロ完走いたしました。天候にも恵まれ、参加者からは次も参加したいという多くのお聞きしました。残念だったのは、より多くの町民がもっと気軽に参加できるようなイベントであつたらいいなということです。

このコロナ禍において、スポーツの与えてくれた希望は大きく明るいものであり、また、自粛による運動不足の解消のためにウォーキングやジョギングを新たに始めた方も多くいるようです。

また喜ばしいニュースとして、石川県、そして北信越の中学駅伝大会で中能登中学の男女チームともにすばらしい成績を上げており、今月19日に滋賀県で行われる全国大会に

男女チームともに参加するというので、地元から声援を送りたいと思います。

ここ最近、中能登町が陸上の盛り上がりを見せている中で、町内では全天候型のトラックが整備されていません。全天候型のトラックというのは、七尾市の城山陸上競技場のような、いかなる天候の下でも常に同じような条件で競技できるトラックで、ゴムなどの弾力性に富んだトラックのことです。屋根がついているかどうかというわけではありません。

一般に、全天候型トラックは、一般の土トラックと比べて弾力性があり、着地時の衝撃を前へと進む推進力へと変えることができるため、高いパフォーマンスを発揮することができます。また、土トラックに比べ走路をならす必要もありません。もちろん専用のスパイクが必要ですが、競技会はそうした全天候型トラックで行われるため、ふだんから慣れていれば、よりパフォーマンスが上がるのではないのでしょうか。

そこで、町長にお聞きします。町内で全天候型のトラックを整備し、よりスポーツ推進を図ってはどうかと考えますが、所見を伺います。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 それでは、スポーツ環境整備の充実を図れのご質問にお答えします。

生涯スポーツの機運が高まっている。町内で全天候型のトラックを整備し、よりスポーツ推進を図ってはどうかについてお答えします。

議員が言われたとおり、中能登中学校陸上部が駅伝競技大会において男女とも県大会で優勝し、全国大会への出場を決めました。特に男子チームは、先月行われた北信越大会においても大会新記録で優勝し、12月19日、今週の土曜日に滋賀県で行われる全国中学校駅伝競走大会でも上位入賞を狙えるチーム力があると聞いております。その活躍を期待して

いるところであります。

また、11月7日には、2年ぶりに開催されました第8回中能登トレジャートレイルランでは、全国から509名が参加され、紅葉が進む町内の秋の山を駆け抜けました。

このような状況から、生涯スポーツの機運が高まっていると感じておられると思いますが、議員が言われる全天候型のトラック整備に関しましては、場所の選定や立地環境など様々な点で協議が必要となります。面積等で条件をクリアできる候補地の一つである中能登中学校のグラウンドを整備することになると、他のスポーツ競技の部活動との併用ができなくなる問題も発生します。

スポーツ推進にとって、よりよい環境を整備することは重要なことであると十分理解していますが、専用グラウンドの整備の必要性を十分に検討し、計画性を持って進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 古玉議員

○4番（古玉いづみ議員） 今ほど候補地として中能登中学校ということでした。また、ほかの部活との兼ね合いもあるので、今すぐに決断したり計画するという事は難しいとは思いますが、多くの方の意見であったりですとか、そういった要望を聞いていただいて、何が一番皆さんに喜んでいただける形なのか、形にしていっていただければなと思います。

そして、施設整備が少しこれからまた計画的に時間がかかるというものであれば、それを補うソフト面でのサポートというのは考えられないのでしょうか。

例えば、石川県や金沢市、小松市、七尾市など県内の多くの市や、川井姉妹が金メダルを取った津幡町などでは、スポーツ表彰条例が定められており、年代関係なく主要な大会で優秀な成績を収めた選手を褒めたたえております。

ぜひ当町でもそうした部門を表彰条例に加え、町内外の皆さんに優秀な成績を収めた選手の活躍を知ってもらって、励みにしてもらい、また小さな子供たちの目標となっていていただければなと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（作間七郎議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 スポーツ表彰については、町独自の表彰の条例はありませんが、体育協会の中で優秀選手並びに体育功労賞とか、例えばインターハイに出て、全国大会に出て例えば1位とか2位になった人に対しての特別の表彰はございますが、町の条例的にはございません。

また、オリンピック選手が出たら、出るかも分かりませんので、また考えていきたいなということを思います。

○議長（作間七郎議員） 古玉議員

○4番（古玉いづみ議員） ぜひまた前向きに選手たちのサポートをしていただければなと思います。

技術や記録の向上を目指し、人間の極限への挑戦をする競技スポーツのみならず、健康づくりや社交の場として、いつでもどこでも誰でも楽しめる生涯スポーツを多くの町民が安心して取り組めるスポーツ環境整備の充実を今後も期待して、2021年最後の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（作間七郎議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後0時08分 散会

令和3年12月17日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	成田	惟	議員	8番	南	昭	榮	議員
2番	池島	和喜夫	議員	9番	諏訪	良一	議員	
3番	澤	良一	議員	10番	甲部	昭夫	議員	
4番	古玉	いづみ	議員	11番	坂井	幸雄	議員	
5番	土本	稔	議員	12番	作間	七郎	議員	
7番	笹川	広美	議員					

○説明のため出席した者

町	長	宮下	為幸	参事兼土木建設課長	北野	均	
教	育	長	袋井	貞司	健康保険課長	道善	まり子
参事兼総務課長	高	名	雅弘				

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 船 木 秀 浩 書 記 神 保 悦 子  
議会議務局長補佐 土 屋 金 蔵

○議事日程（第4号）

令和3年12月17日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第36号 令和3年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第37号 令和3年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第38号 令和3年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第39号 七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

選挙第2号 副議長の選挙

(追加日程第2)

議案第40号 令和3年度中能登町一般会計補正予算

議案第41号 財産の無償譲渡について

(追加日程第3)

辞職第2号 議長の辞職について

(追加日程第4)

選挙第3号 議長の選挙

(追加日程第5)

辞職第3号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

(追加日程第6)

選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

(追加日程第7)

辞任第1号 予算決算常任委員会委員、議会行革・活性化特別委員会委員、  
庁舎統合建設特別委員会委員、議会広報特別委員会委員、議会  
運営委員会委員の辞任について

(追加日程第8)

選任第1号 予算決算常任委員会委員、議会行革・活性化特別委員会委員、  
庁舎統合建設特別委員会委員、議会広報特別委員会委員、議会  
運営委員会委員の選任について

午後3時00分 開議

○議長（作間七郎議員） あらかじめ申し上げます。報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可します。

それと、山本孝司副議長におかれましては12月15日にご逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げ、黙禱をささげたいと思いますので、議員、執行部の皆さん、30秒間、黙禱してください。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（作間七郎議員） 終わります。

◎開 議

○議長（作間七郎議員） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11名です。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

山本副議長のご逝去により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、追加日程表配付のため暫時休憩します。

午後3時02分 休憩

午後3時02分 再開

○議長（作間七郎議員） 会議を再開します。

◎副議長の選挙

○議長（作間七郎議員） 追加日程第1

これより副議長の選挙を行います。副議長選挙を行う前に、中能登町議会基本条例第5条第7項の規定によって、副議長の職を志願する議員に所信を表明する機会を与えます。

所信を表明する方は挙手願います。

4番 古玉いづみ議員

〔4番（古玉いづみ議員）登壇〕

○4番（古玉いづみ議員） ただいま副議長選挙に立候補いたしました古玉いづみでございます。

このたびの山本副議長のご逝去、本当に残念で仕方がありませんし、山本副議長の安眠を心よりお祈り申し上げます。

私は、この副議長選挙に立候補いたしましたのは、山本副議長が言っておられました開かれた議会、この志半ばでご逝去された山本副議長の思いをつなぎ、さらに開かれた中能登町議会にしていく。それが私の使命だと思っております。

この副議長という本当に重責の職ではありますが、議長の片手となり、時には議長の代わりに議会を代表する議会の顔として職を果たさなければいけない。そのような重大な職ではありますが、私のような若輩者ではありますが、誰よりもやる気と行動力は人一倍あると思っております。

皆様の足元にも及ばない経験ではありますが、皆様のお知恵を貸していただき、そして私のやる気、行動力を合わせて、さらなる開かれた議会、町民の町民による町民のための議会をつくり上げていきたいと考えておりますので、どうか副議長の席に着けますよう皆様のご支援、ご支持を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） 8番 南 昭榮議員

〔8番（南 昭榮議員）登壇〕

○8番（南 昭榮議員） 私、強い思いから

副議長に立候補しました。開かれた議会へ向けて頑張ります。議員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作間七郎議員） ほかに所信表明をする方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） それでは、所信表明を終わります。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定によって投票により行います。

まず、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（作間七郎議員） ただいまの出席議員数は11人です。

立会人を指名します。会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に1番 成田 惟議員、2番 池島和喜夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（作間七郎議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 配付漏れなしと認めます。

〔投票箱点検〕

○議長（作間七郎議員） それでは、投票用紙に記入してください。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

それでは、事務局長、お願いします。

〔点呼、投票〕

○議長（作間七郎議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

1番 成田 惟議員、2番 池島和喜夫議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（作間七郎議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち

古玉議員 4票

南 議員 7票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、副議長に南 昭榮議員が当選されました。

議場、出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（作間七郎議員） ただいま副議長に当選されました南 昭榮議員が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選人から挨拶の申出がありますので、これを許します。ご登壇願います。

〔8番（南 昭榮議員）登壇〕

○8番（南 昭榮議員） いろいろとありがとうございました。

不慣れな副議長でありますけれども、議長を見習い、また一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎各常任委員会委員長報告

○議長（作間七郎議員） 日程第1

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第31号から議案第39号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 坂井幸雄委員長

〔総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は議案3件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案3件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案3件については全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告といたします。

○議長（作間七郎議員） 次に、教育民生常任委員会 南 昭榮委員長

〔教育民生常任委員会委員長（南 昭榮議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（南 昭榮議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は議案1件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案1件についての質疑、意見などは、特にありませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案1件については全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書の

とおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（作間七郎議員） 次に、予算決算常任委員会 諏訪良一委員長

〔予算決算常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（諏訪良一議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました案件は議案5件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第34号 令和3年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料2,309万3,000円について説明を求めたところ、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費であり、特設会場による集団接種と医療機関による個別接種の2つの方法で実施していく予定であるとの説明を受けました。また、コールセンターの運営については七尾市と共同で設置をしており、10人のスタッフが接種の予約に関する受付や問合せを受けているとのことでした。

さらに、3回目接種の予約体制についての質疑があり、2回目接種の日に応じて2週間に1回、接種券を順次発送していく計画であり、予約方法については、電話とインターネット予約に加え、行政サービス庁舎で窓口による予約の支援も検討しているとの説明を受けました。

同じく、衛生費の環境衛生事業費の委託料1,140万2,000円について説明を求めたところ、委託料の負担割合は七尾市との過去3年平均のごみ処理量の割合で決定しており、令和3年度の中能登町の割合は22.26%であるとの説明を受けました。

次に、第5款労働費の雇用促進奨励助成金90万円に関連して、非正規社員を正規社員化するための施策について質疑があり、国の持続化給付金や雇用助成金を活用していただきたいとの回答がありました。委員からは、町独自の施策を検討されたいという趣旨の意見がありました。

次に、第6款農林水産業費、日本型直接支払制度事業の備品購入費85万1,000円について説明を求めたところ、ドローン1台を購入し、中山間地域の生産調整の現地確認に活用したいとの説明を受けました。委員からは、ドローンを災害時にも活用されたいとの意見がありました。

また、負担金50万8,000円については、ドローンの操縦技術に関する講習経費であるとのことでした。委員からは、多くの方が操作できるよう情報共有に努めていただきたいとの意見がありました。

同じく、農林水産業費の町単土地改良事業費の工事請負費400万円について説明を求めたところ、二宮あおば台横の13号排水路の水流の改善のため、土砂を上げるしゅんせつに係る費用であるとの説明を受けました。また、二級河川は県の事業の中で、町の管理する河川は町の土木建設課が、それぞれしゅんせつ等を行っているとの説明を受けました。

次に、議案第37号 令和3年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、歳出、第1款管理費の委託料1,334万4,000円について説明を求めたところ、ケーブルテレビの放送機器の故障による不良箇所を修繕する費用であるとの説明を受けました。委員からは、災害時の対応を深めていただきたいとの意見がありました。

次に、第2款施設整備事業費の工事請負費495万円について説明を求めたところ、一般家庭の新規加入者、約30件分の光ケーブルの引込み工事費を計上したとの説明を受けました。委員からは、法人事業者への光ケーブル

の対応も検討されたいとの意見がありました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託を受けた議案5件は全会一致で可決いたしました。

最後に、報告をいたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（作間七郎議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

#### ◎質 疑

○議長（作間七郎議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

#### ◎討論、採決

○議長（作間七郎議員） これより、議案第31号から議案第39号について一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第31号 中能登町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の議案2件について一括して採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号から議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第33号中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第34号令和3年度中能登町一般会計補正予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第35号 令和3年度中能登町後期高齢

者医療特別会計補正予算

議案第36号 令和3年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第37号 令和3年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第38号 令和3年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案4件について一括して採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号から議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第39号七尾市との境界変更に伴う字の区域及び小字の名称の変更について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程

○議長（作間七郎議員） お諮りいたします。

ただいま宮下町長より、

議案第40号 令和3年度中能登町一般会計補正予算 及び

議案第41号 財産の無償譲渡についての議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案の一括上程

○議長（作間七郎議員） 追加日程第2

議案第40号及び議案第41号を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、議案第40号 令和3年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,497万9,000円とするものであります。

補正予算の歳入では、民生費国庫補助金として2億7,060万円を、歳出では、第3款民生費の臨時特別給付金事業として2億7,060万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第41号 財産の無償譲渡につきましては、旧七尾鹿島広域圏事務組合鹿南分遣署を社会福祉法人つばさの会に無償で譲渡するものであります。譲渡の期日は、令和3年12月28日を予定しております。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（作間七郎議員） 町長の提案理由の

説明が終わりました。

#### ◎質 疑

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第40号から議案第41号について一括して質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第41号については、会議規則第35条第3項により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

#### ◎討論、採決

○議長（作間七郎議員） これより、議案第40号から議案第41号について一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第40号 令和3年度中能登町一般会計補正予算を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第41号財産の無償譲渡について採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時43分 休憩

午後4時00分 再開

○副議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎追加日程

○副議長（南 昭榮議員） ただいま作間議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（南 昭榮議員） よって、議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程表を配付のため暫時休憩をします。

午後4時00分 休憩

午後4時01分 再開

○副議長（南 昭榮議員） 会議を再開します。

### ◎議長の辞職

○副議長（南 昭榮議員） 追加日程第3議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって議員の除斥対象になりますので、作間議員の退場を求めます。

〔12番（作間七郎議員）退場〕

○副議長（南 昭榮議員） まず、その辞職願を朗読させます。

船木議会事務局長

○議会事務局長（船木秀浩君） 代読します。

辞表。このたび一身上の都合により中能登町議会議長を辞したく、ここにお願い申し上げます。

令和3年12月17日

中能登町議会議長 作間七郎

中能登町議会副議長 南 昭榮殿

以上であります。

○副議長（南 昭榮議員） お諮りいたします。

作間七郎議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、作間七郎議長の辞職を許可することに決定しました。

作間議員の入場を許可します。

〔12番（作間七郎議員）入場〕

○副議長（南 昭榮議員） 議長の辞職は許可されました。

ここで、作間議員から挨拶を受けることとします。

12番 作間議員

〔12番（作間七郎議員）登壇〕

○12番（作間七郎議員） このたびは一身上の都合により辞表の受理をありがとうございました。

議長就任のときは、議会改革を実行したいとの決意を述べております。町民から信頼さ

れ、活発な議論、審議がなされる頼りがいのある議会となるように考えていましたが、ところが世界的なコロナ禍による影響の拡大により各種行事の開催中止、延期が余儀なくされました。これに伴い、全議員、各常任委員会による先進地視察もかなうことがありませんでした。

コロナ禍による3密回避対策として、会議場を本会議場使用で行ってきましたが、ご承知のとおり、より安全な対策をすることを前提に加えて、より積極的な議論の場に戻したいと考え、本会議場は本会議場、その他の会議は会議場へと戻り、活発な議論の場とすべく改革を図りました。

また、今議会からタブレットの導入を図り、ペーパーレス化による改革を行えるようになりました。

2月議会内示会の前日に悲惨な事件があり、その後、同僚議員の3名が町長選挙出馬のため辞職されました。その後、町会議員補欠選挙においては、さきの辞職議員を含めて4名の選挙が執行されました。全国町村の数926の中でも、このような過去にはなかったであろうと思います。

しかし、そのような中において4月3日から宮下町政による6月、9月、12月定例会が開催され、何とかスムーズに運営が行えたと考えております。誠に感慨深いものがあります。

この後の議会を鑑み、これからを踏まえて議会体制も構築されるとの考えに至り、これをもって辞職することにいたしました。議員の皆さん、執行部の皆さん、ご協力ありがとうございました。

最後になりますが、山本孝司前副議長の突如の訃報に際し、ご冥福をお祈りいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本当に皆さん、ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(南 昭榮議員) ご苦労さまでご

ざいました。

#### ◎追加日程

○副議長(南 昭榮議員) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(南 昭榮議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、追加日程表を配付のため暫時休憩します。

午後4時08分 休憩

午後4時38分 再開

○副議長(南 昭榮議員) あらかじめ申し上げます。この際、本日の会議時間を延長しますので、よろしくお祈りいたします。

#### ◎議長の選挙

○副議長(南 昭榮議員) 追加日程第4

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(南 昭榮議員) ご異議ないようであります。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（南 昭榮議員） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、9番 諏訪良一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました9番 諏訪良一議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9番 諏訪良一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました9番 諏訪良一議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、当選人から挨拶の申出がありますので、これを許します。

諏訪良一議員

〔9番（諏訪良一議員）登壇〕

○9番（諏訪良一議員） 今ほどは議長に推薦をいただきまして、喜びの反面、重責に身の引き締まる思いです。

皆さん方、議員各位が講読されている「地方議会人」の中で、市町村議会議員への注文とのタイトルの記事の中で、議員は単なる地域の代弁者ではなく、地方自治の担い手としてその自治体の将来のあるべき姿を考えてほしい。その上、公共施設の再生に当たっては議員一人一人の意識改革が大変大事であると明記されております。

これらの言葉を真摯に受け止め、多様化、複雑化する町民の方々の負託に添えていけるよう微力ながら努めてまいりたい所存です。

今後とも皆さん方の一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げ、決意の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（南 昭榮議員） 諏訪議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休憩します。

〔諏訪良一議員、議長席に着席〕

午後4時43分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（諏訪良一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎追加日程

○議長（諏訪良一議員） ただいま、作間七郎議員から石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程表を配付のため暫時休憩します。

午後4時46分 休憩

午後4時47分 再開

○議長（諏訪良一議員） 会議を再開します。

### ◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職

○議長（諏訪良一議員） 追加日程第5 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを議題とします。

12番 作間七郎議員は、地方自治法第117条の規定によって、退場を求めます。

〔12番（作間七郎議員）退場〕

○議長（諏訪良一議員） お諮りいたします。

作間七郎議員の石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議ないものと認め、作間七郎議員の石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

作間議員の入場を許可します。

〔12番（作間七郎議員）入場〕

#### ◎追加日程

○議長（諏訪良一議員） ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

よって、石川県後期高齢者医療広域連合選出議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙することに決定しました。

ここで、追加日程表を配付のため暫時休憩します。

午後4時50分 休憩

午後4時51分 再開

○議長（諏訪良一議員） 会議を再開します。

#### ◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（諏訪良一議員） 追加日程第6 石川県後期高齢者医療広域連合選出議員の選挙

を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に中能登町議会議員 私、9番 諏訪良一を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました中能登町議会議員 諏訪良一を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中能登町議会議員 諏訪良一が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### ◎追加日程

○議長（諏訪良一議員） お諮りいたします。

ただいま、議会人事に伴い、私 中能登町  
議会議員 諏訪良一が予算決算常任委員会委員、  
議会行革・活性化特別委員会委員、庁舎  
統合建設特別委員会委員、議会広報特別委員  
会委員及び議会運営委員会委員を辞任したい  
旨の申出をいたします。

これを日程に追加し、議題としたいと思  
います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認め  
ます。

よって、予算決算常任委員会委員、議会行  
革・活性化特別委員会委員、庁舎統合建設特  
別委員会委員、議会広報特別委員会委員及び  
議会運営委員会委員の辞任を日程に追加し、  
議題とします。

ここで、追加日程表を配付のため暫時休憩  
します。

午後 4 時 54 分 休憩

午後 4 時 55 分 再開

○副議長（南 昭榮議員） 会議を再開しま  
す。

◎予算決算常任委員会委員、議会行革・活  
性化特別委員会委員、庁舎統合建設特別  
委員会委員、議会広報特別委員会委員及  
び議会運営委員会委員の辞任

○副議長（南 昭榮議員） 追加日程第 7  
予算決算常任委員会委員、議会行革・活性化  
特別委員会委員、庁舎統合建設特別委員会委  
員、議会広報特別委員会委員及び議会運営委  
員会委員の辞任を議題とします。

9 番 諏訪良一議員は、地方自治法第 117  
条の規定により、退場を求めます。

〔9 番（諏訪良一議員）退場〕

○副議長（南 昭榮議員） お諮りいたしま  
す。

諏訪良一議員の予算決算常任委員会委員、  
議会行革・活性化特別委員会委員、庁舎統合

建設特別委員会委員、議会広報特別委員会委  
員及び議会運営委員会委員の辞任を許可する  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（南 昭榮議員） 異議なしと認め  
ます。

よって、諏訪良一議員の委員の辞任を許可  
することに決定しました。

諏訪良一議員の入場を許可します。

〔9 番（諏訪良一議員）入場〕

○副議長（南 昭榮議員） ここで暫時休憩  
いたします。

午後 4 時 58 分 休憩

午後 4 時 59 分 再開

○議長（諏訪良一議員） 会議を再開しま  
す。

◎追加日程

○議長（諏訪良一議員） ただいま、予算決  
算常任委員会委員、議会行革・活性化特別委  
員会委員、庁舎統合建設特別委員会委員、議  
会広報特別委員会委員及び議会運営委員会委  
員が欠員となりました。

お諮りいたします。

欠員となりました予算決算常任委員会委  
員、議会行革・活性化特別委員会委員、庁舎  
統合建設特別委員会委員、議会広報特別委員  
会委員及び議会運営委員会委員の選任を日程  
に追加し、直ちに議題としたいと思います。  
これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（諏訪良一議員） 異議なしと認め  
ます。

よって、予算決算常任委員会委員、議会行  
革・活性化特別委員会委員、庁舎統合建設特  
別委員会委員、議会広報特別委員会委員及び  
議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、  
議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程表配付のため暫時休憩し

ます。

午後 5 時01分 休憩

午後 5 時02分 再開

○議長（諏訪良一議員） 休憩前に引き続き  
会議を開きます。

◎予算決算常任委員会委員、議会行革・活  
性化特別委員会委員、庁舎統合建設特別  
委員会委員、議会広報特別委員会委員及  
び議会運営委員会委員の選任

○議長（諏訪良一議員） 追加日程第 8 予  
算決算常任委員会委員、議会行革・活性化特  
別委員会委員、庁舎統合建設特別委員会委  
員、議会広報特別委員会委員及び議会運営  
委員会委員の選任につきましては、委員会条  
例第 8 条第 2 項の規定により、議長が指名し  
たいと思います。

予算決算常任委員会委員、議会行革・活  
性化特別委員会委員及び庁舎統合建設特別  
委員会委員に、12番 作間七郎議員を指名  
します。

議会広報特別委員会委員に、2番 池島  
喜夫議員を指名します。

議会運営委員会委員に、4番 古玉いづ  
み議員を指名します。

◎散 会

○議長（諏訪良一議員） 以上で、本議  
会に付議されました案件の審議は全て終  
了いたしました。

これをもって、令和 3 年度中能登町議  
会 12 月定例会議を散会します。

ご苦労さまでした。

午後 5 時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

議 長 諏 訪 良 一

副 議 長 南 昭 榮

署 名 議 員 令和3年12月15日 署名議員、  
山本孝司死去につき署名欄空欄

署 名 議 員 笹 川 広 美